

資 料 編

目 次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 1 | 防災組織に関する資料 | 1 |
| 1-1 | 弥彦村防災会議関係 | 1 |
| 1) | 村防災会議委員 | 1 |
| 2) | 弥彦村防災会議条例 | 2 |
| 3) | 弥彦村防災会議運営規程 | 4 |
| 1-2 | 弥彦村災害対策本部関係 | 5 |
| 1) | 弥彦村災害対策本部条例 | 5 |
| 1-3 | 弥彦村水防協議関係 | 10 |
| 1) | 弥彦村水防協議会条例 | 10 |
| 2) | 弥彦村水防計画 | 11 |
| 1-4 | 消防関係組織 | 20 |
| 1) | 消防機関の組織・体制 | 20 |
| 2) | 消防団管轄区域 | 21 |
| 3) | 関係機関別防災事務担当部署 | 22 |
| 1-5 | 自主防災組織関係組織 | 23 |
| 1) | 自主防災組織設立状況・要綱 | 23 |
| 2 | 災害危険区域等に関する資料 | 29 |
| 2-1 | 防災上注意すべき自然条件 | 29 |
| 2-2 | 防災上注意すべき社会条件 | 33 |
| 1) | 村内の危険物施設数 | 33 |
| 2) | 村内の幼児・高齢者施設 | 33 |
| 3) | 指定文化財 | 35 |
| 3 | 無線通信施設に関する資料 | 36 |
| 3-1 | 弥彦村防災行政無線局の概要 | 36 |
| 3-2 | 災害時優先電話設置状況 | 38 |
| 4 | 防災施設等に関する資料 | 39 |
| 4-1 | 水害関連施設 | 39 |
| 1) | 水防倉庫 | 39 |
| 2) | 水害時排水施設 | 39 |
| 4-2 | 地震災害関連施設 | 39 |
| 1) | 弥彦村における震度計の設置場所 | 39 |
| 5 | 災害時緊急対応に関する資料 | 40 |

| | | |
|------|--|-----|
| 5-1 | 避難に関する資料 | 40 |
| 1) | 避難場所に関する資料 | 40 |
| 2) | 避難施設に関する資料 | 42 |
| 5-2 | 緊急輸送に関する資料 | 44 |
| 1) | 自動車 | 44 |
| 2) | ヘリポート | 44 |
| 5-3 | 医療機関 | 45 |
| 6 | 災害救助事務に関する資料 | 46 |
| 6-1 | 災害救助関係条例等 | 46 |
| 1) | 弥彦村災害救助条例 | 46 |
| 2) | 弥彦村災害弔慰金の支給等に関する条例 | 47 |
| 3) | 弥彦村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 | 51 |
| 6-2 | 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 | 72 |
| 7 | 各種協定 | 75 |
| 7-1 | 災害時における近隣市町村相互援助協定（新潟市、長岡市、三条市、新 発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、田上町） | 76 |
| 7-2 | 災害時の応援業務に関する協定書（弥彦村建設業協会） | 78 |
| 7-3 | 災害時の応援業務に関する協定書（社団法人 新潟県農業土木技術協会） | 80 |
| 7-4 | 災害時における物資供給に関する基本協定（NPO 法人 コメリ災害対策 センター） | 82 |
| 7-5 | 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱 | 85 |
| 7-6 | 県央消防応援協定書 | 90 |
| 7-7 | 災害時における飲料水供給の協力に関する協定（ダイドードリンコ 株 式会社） | 92 |
| 7-8 | 災害時における飲料水供給の協力に関する協定（株式会社 伊藤園） | 94 |
| 7-9 | 災害時の情報交換に関する協定書（国土交通省北陸地方整備局） | 97 |
| 7-10 | 災害時の応援業務に関する協定書（社団法人 新潟県測量設計業協会） | 98 |
| 7-11 | 災害時におけるLPガス供給に関する協定書（社団法人 新潟県エルピー ガス協会） | 100 |
| 7-12 | 災害時における放送要請に関する協定書（株式会社エフエムラジオ新潟） | 102 |
| 7-13 | 災害時における応急対策活動に関する協定書(弥彦村建設業協同組合) | 105 |

1 防災組織に関する資料

1-1. 弥彦村防災会議関係

1) 村防災会議委員

| 委員 区分 | 所 属 機 関 | | 職 名 | 連絡先電話番号 | |
|----------|--------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
| 会 長 | 弥 彦 村 | | 村 長 | 0256-94-3131 | |
| 1 号 | 指定地方 行政機関 | 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 | 所 長 | 025-266-7131 | |
| | | 北陸農政局 新潟支局 | 統括広域監視官 | 025-228-5216 | |
| 2 号 | 新潟県 | 三条地域振興局 | 地域整備部長 | 0256-36-2302 | |
| 3 号 | 新潟県警察 | 西蒲警察署 | 署 長 | 0256-72-0110 | |
| 4 号 | 弥 彦 村 | | 副村長 | 0256-94-3131 | |
| | | | 総務課長 | | |
| | | | 建設企業課長 | | |
| | | | 住民福祉課長 | | |
| | | 産業振興課長 | | | |
| 5 号 | 弥彦村教育委員会 | | 教育長 | 0256-94-4311 | |
| 6 号 | 燕・弥彦総合事務組合 | | 消防長 | 0256-92-1119 | |
| | 弥彦村消防団 | | 消防団長 | 0256-94-3152 | |
| 7 号 | 指定公共機関 | 東日本電信電話（株）新潟支店 | 支店長 | 025-227-6801 | |
| | | 東北電力（株）新潟県央営業所 | 所 長 | 0256-35-1049 | |
| | 指定地方 公共機関 | 越佐観光バス（株） | 専務取締役 | 0256-98-5000 | |
| | | 蒲原瓦斯（株） | 工務部次長 | 0256-72-3337 | |
| | 公共的団体等 | 弥彦村商工会 | | 会 長 | 0256-94-2272 |
| | | （社）弥彦村社会福祉協議会 | | 会 長 | 0256-94-4551 |
| 弥彦村区長会 | | 会 長 | 0256-94-3131 | | |

2) 弥彦村防災会議条例

昭和38年1月7日

条例第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、弥彦村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弥彦村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 弥彦村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ2人、1人、1人、5人及び7人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

3) 弥彦村防災会議運営規程

平成 20 年 10 月 30 日

規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、弥彦村防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、弥彦村防災会議（以下「会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、必要に応じて開催するものとし、会長が召集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第 4 条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(専決)

第 6 条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、その承認を受けなければならない。

(会議の記録)

第 7 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第 8 条 委員は、異動が生じたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

1-2 弥彦村災害対策本部関係

1) 弥彦村災害対策本部条例

昭和41年3月31日

条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項に基づき、弥彦村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要とみとめるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

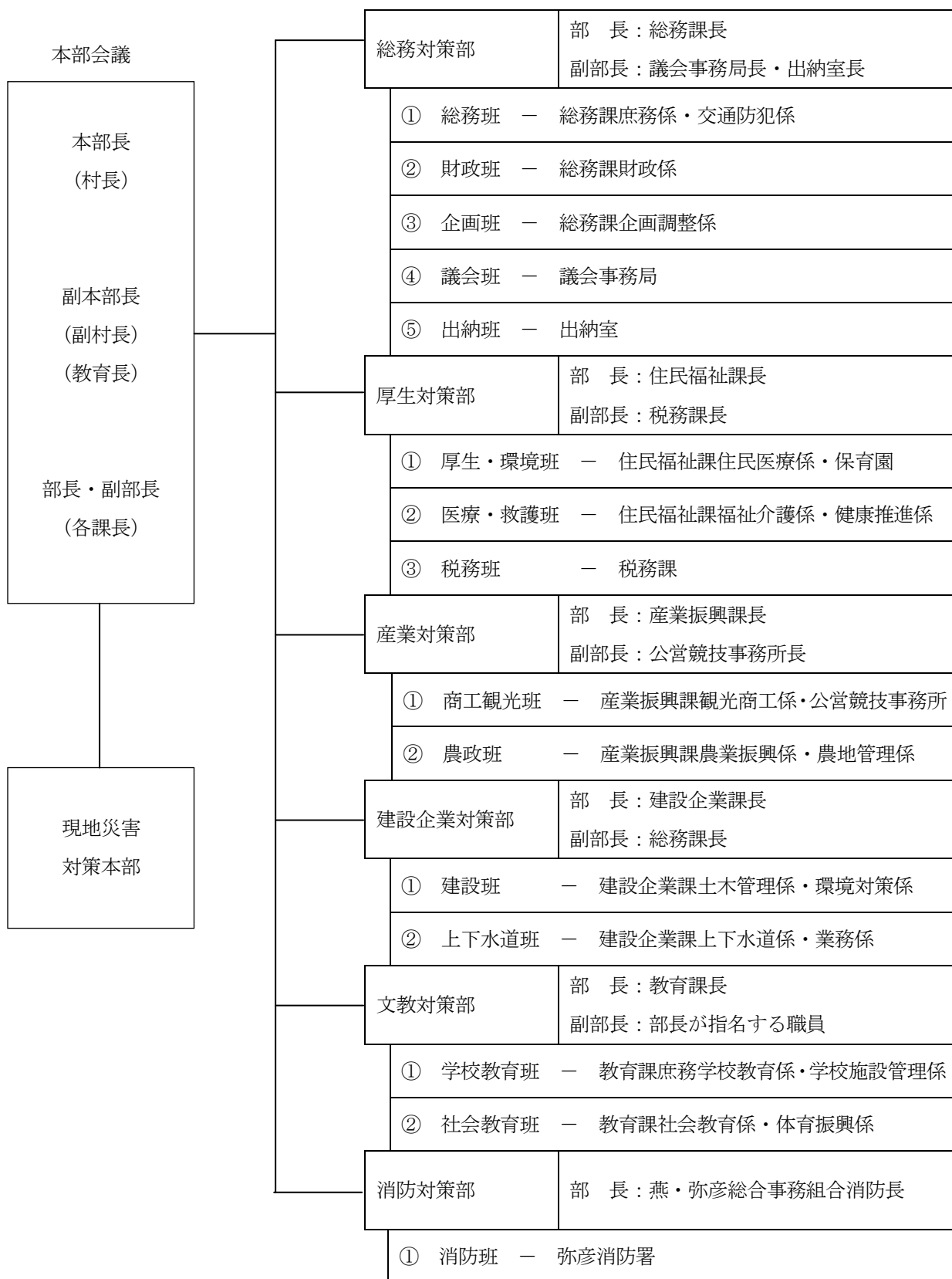
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

弥彦村災害対策本部



弥彦村災害対策本部の事務分担表

| 部 | 所属課・班 | 所掌事項 |
|---|--------------------|--|
| <p>●総務対策部</p> <p>○部長 総務課長</p> <p>○副部長 議会事務局長 出納室長</p> | <p>総務課 総務班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置及び本部会議に関する事。 ・弥彦村防災会議との連絡に関する事。 ・新潟県災害対策本部との連絡に関する事。 ・配備体制の決定を受けて関係職員の動員伝達に関する事。 ・村民の避難勧告に関する事。 ・災害救助法の適用申請に関する事。 ・対外救助・救援の要請に関する事。 ・関係機関・民間団体等との連絡調整に関する事。 ・各対策本部との連絡調整に関する事。 ・気象情報の受理に関する事。 ・人的被害の調査に関する事。 ・自治会長との連絡に関する事。 ・庁舎の災害対策に関する事。 ・総務対策部の庶務に関する事。 ・他の対策部に属さない事。 ・災害時の車両の確保及び配車に関する事。 ・交通情報の収集に関する事。 ・災害時の輸送に関する事。 |
| | <p>総務課 財政班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・村有財産の被害調査に関する事。 ・災害復旧の予算措置に関する事。 ・災害対策本部が必要とする資機材の調達に関する事。 |
| | <p>総務課 企画班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の取りまとめに関する事。 ・災害状況報告の作成及び報告に関する事。 ・本部会議決定事項の関係機関及び村民への伝達に関する事。 ・災害情報の村民及び報道機関に対する広報に関する事。 ・災害記録写真の撮影と整理に関する事。 ・災害記録誌の編集に関する事。 ・応急対策資機材の調達及び管理に関する事。 ・救援資機材の受付及び配布に関する事。 |
| | <p>議会事務局</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・村議会との連絡調整に関する事。 |
| | <p>出納室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の出納に関する事。 |

| 部 | 所属課等 | 所 掌 事 項 |
|---|---|--|
| <p>●厚生対策部</p> <p>○部 長 住民福祉課長</p> <p>○副部長 税務課長</p> | <p>住民福祉課 厚生・環境班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置及び管理に関すること。 ・被服・寝具その他生活必需品の供与に関すること。 ・救助・救援物資の配布に関すること。 ・児童福祉施設の災害対策、応急措置、災害援助に関すること。 ・ボランティアの受け入れに関すること。 ・災害用食料の確保に関すること ・被災世帯への資金の貸与に関すること。 ・緊急炊き出しに関すること。 ・埋葬に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・厚生対策部の庶務に関すること。 |
| | <p>住民福祉課 医療・救護班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置に関すること。 ・応急医療救護及び各種予防設置に関すること。 ・災害時の防疫に関すること。 ・傷病者収容に関すること。 ・燕市医師会との連絡に関すること。 ・災害時要配慮者世帯の被害調査及び救護に関すること。 ・社会福祉団体との連絡調整に関すること。 ・社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・災害時の衛生対策に関すること。 |
| | <p>税務課 税務班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一般被災家屋の被害調査に関すること。 ・被災者名簿の作成に関すること。 ・被災証明の発行に関すること。 |
| <p>●産業対策部</p> <p>○部 長 産業振興課長</p> <p>○副部長 公営競技事務所長</p> | <p>産業振興課 公営競技事務所 商工観光班</p> <p>産業振興課 農政班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光関係の被害調査に関すること。 ・商工観光団体との連絡調整に関すること。 ・被災商工観光業者への融資に関すること。 ・商工観光対策部の庶務に関すること。 ・農業用施設及び農作物の被害調査に関すること。 ・農業用施設の災害対策、応急措置及び被害復旧に関すること。 ・被災農家の営農指導に関すること。 ・被災農家の災害融資に関すること。 ・農政対策部の庶務に関すること。 |

| 部 | 所属課等 | 所 掌 事 項 |
|--|--|---|
| <p>●建設企業対策部</p> <p>○部 長 建設企業課長</p> <p>○副部長 総務課長</p> | <p>建設企業課 建設班</p> <p>建設企業課 上下水道班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁その他公共土木施設及び都市施設の被害状況の調査及び危険情報に関すること。 ・同上施設のパトロール、災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。 ・建物全般の災害予防、応急措置及び災害復旧に関すること。 ・交通途絶箇所・迂回路の公示及び交通規制の実務に関すること。 ・道路等の障害物除去に関すること。 ・除雪に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・建設対策部の庶務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の災害対策及び部内の連絡調整に関すること。 ・上下水道施設の被害状況調査及び応急措置及び災害復旧に関すること。 ・飲料水の確保及び給水に関すること・ ・災害時における仮設トイレ等の設置に関すること。 ・企業対策部の庶務に関すること。 |
| <p>●文教対策部</p> <p>○部 長 教育課長</p> <p>○副部長 部長が指名する職員</p> | <p>教育課 学校教育班</p> <p>教育課 社会教育班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の危険情報及び被害調査に関すること。 ・学校施設の被害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。 ・児童生徒等の避難に関すること。 ・児童生徒等の被害調査に関すること。 ・被害児童生徒等の応急教育及び学用品供与に関すること。 ・災害時の学校給食に関すること。 ・教育関係義援金品の受付及び配分に関すること。 ・文教対策部の庶務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設・体育施設、文化財の危険情報及び被害調査に関すること。 ・社会教育施設・体育施設、文化財の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。 ・災害復旧活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 |
| <p>●消防対策部</p> <p>○部 長 消防長</p> | <p>弥彦消防署</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の消火活動、水防活動及び救急救助活動に関すること。 ・傷病者の緊急輸送に関すること。 ・災害時の危険物施設の保安に関すること。 ・気象情報の収集に関すること。 ・消防関係施設の災害対策、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること。 ・消防団の動員及び連絡調整に関すること。 ・消防対策部の庶務に関すること。 |

1－3. 弥彦村水防協議関係

1) 弥彦村水防協議会条例

昭和 56 年 3 月 25 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、村内の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、弥彦村水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長及び委員)

第 2 条 協議会に会長 1 名、委員 15 名をおき、内 1 名は弥彦村消防団長を充てる。

2 会長は、水防管理者（以下「管理者」という。）を充て、委員は管理者の委嘱とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(召集)

第 4 条 会長は、会議を招集しその議長となる。

2 会長は、毎年常会 1 回、又は必要に応じ会議を招集する。

(定数及び表決)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例の実施に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 14 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2) 弥彦村水防計画

第1. 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定（昭和55年度）された指定水防管理団体が、同法第25条の規定に基づき、地域にかかる河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2. 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防ぎよしこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条の3による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

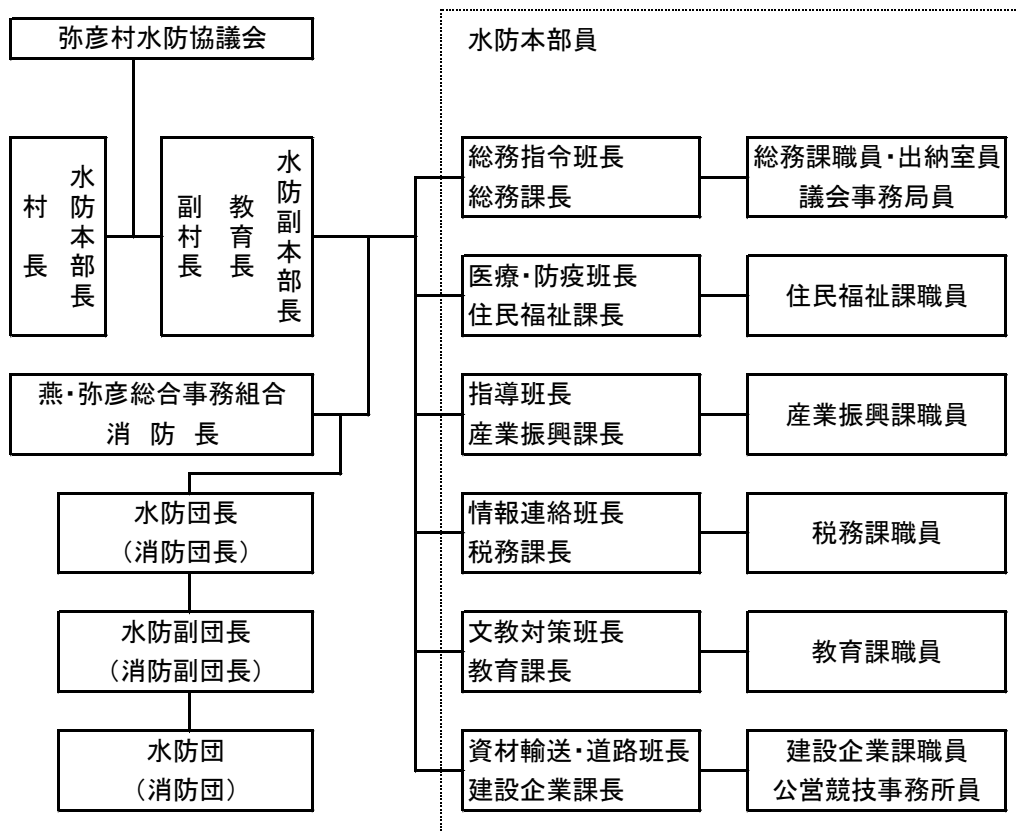
第3. 水防本部の設置及び組織事務分担表

(1) 水防本部

1. 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときから、危険が除去されるまでの間、弥彦村に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
2. 水防本部の事務局は総務課に置き、水防本部の組織は次のとおりとする。

(2) 本部組織

1. 組織表



2. 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

① 総務指令班

水防本部要員の召集、給食、自動車の配備、水防事務のとりまとめ、防災行政無線による地域住民への情報等の周知徹底と無線の整備保守、避難計画の作成立案、報告等

② 医療・防疫班

救護活動及び医療体制の確保、防疫に関すること。

③ 指導班

現地での指導業務、避難指示の発信、現地での水防工法選定、水防作業の把握及び記録、水防時における河川・道路等の被害の把握と水位の確認

④ 情報連絡班

洪水情報、水防警報等の情報収集と記録、水防関係機関との連絡

⑤ 水防記録写真、避難連絡等に関すること。

⑥ 文教対策班

教育施設の状況調査、授業実施のための校舎等施設の確保・教育関係者との連絡及び児童生徒とその家庭の状況把握

⑦ 資材輸送・道路班

水防資器材の整備調整、輸送及び受払い業務、道路交通の調査及び輸送道路の確保、迂回路の検討

⑧ 水防団の組織

水防団の組織は、消防団の組織をもってこれに充てる。

第4. 水防態勢

水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5. 水防予警報計画

1 水防予警報を行う河川及び水防警報発表者

(1) 洪水予報が行われる河川

[法第10条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川]

| 河川名 | | 区域 | | 洪水予報 基準地点 | 担当官署名 |
|---------|-------------------|----------|----------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 信濃川（中流） | ※派川 大河津 分水路 | 左岸 右岸 | 信濃川からの分岐点から海まで 信濃川からの分岐点から海まで | 大河津 | 北陸地方整備局信 濃川河川 事務所 新潟地方気象台 |

※ 派川・・・分岐して流れる川

(2) 水防警報が行われる河川

[法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う河川]

| 河川名 | | 区域 | | 発表者 |
|-------------------------|------------------|----------|----------------------------------|-------------------------|
| 信濃川（中流） 派川 大河津分水路 | 派川 大河津 分水路 | 左岸 右岸 | 信濃川からの分岐点から海まで 信濃川からの分岐点から海まで | 北陸地方整備局信 濃川河川 事務所 |

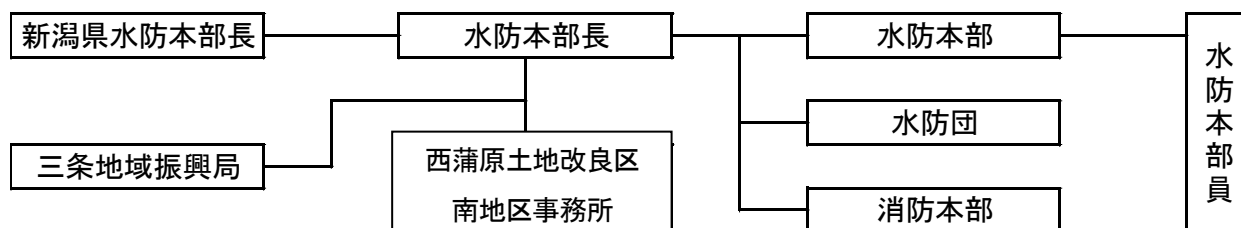
2 水防計画の対象とする水位観測所

| 河川名 | 観測所 | 水防団待機 水位 〔指定水位〕 | はん濫注意 水位 〔警戒水位〕 | 避難判断 水位 〔特別警戒水位〕 | はん濫危険 水位 〔危険水位〕 | 堤防高 |
|------------|-----|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-------|
| 大河津 分水路 | 大河津 | 12.50 | 13.40 | 15.20 | 16.10 | 18.29 |
| 矢川 | 橋本 | | | | | 7.23 |

3 水防警報の段階

| 警報段階 | | 摘要 |
|------|----|---|
| 第1段階 | 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水防機関に出動の準備を通知する。 |
| 第2段階 | 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。 |
| 第3段階 | 状況 | 洪水の状況等、水防活動に必要な情報を明示するとともに越水・漏水・崩壊・亀裂その他河川状況により、特に警戒する事項を通知するものとする。 |
| 第4段階 | 解除 | 水防活動の終了を通知するもの。 |

4 水防警報伝達系統



第6. 水防巡視

1 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき又は洪水の危険が予想されるときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

2 水防信号

水防信号は、弥彦村水防標識等に関する規則の規定に基づき次により行うものとする。

第7. 水防活動等

1 水防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条の3の規定による水防警報等を受けた時から洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 分団の水防受持区域は、次のとおりとする。

| | 河川名 | 位置 | 担当分団 | 集合場所 | 責任者 |
|----|------|----------|--------------|-----------------------|----------------|
| 1 | 藤内川 | 上泉 | 第2分団 | 上泉公会堂 | 第2分団長 |
| 2 | 祓川 | 弥彦 | 第1分団 | 弥彦体育館 | 第1分団長 |
| 3 | 大森川 | 弥彦 | 〃 | | |
| 4 | 北湯川 | 弥彦 | 〃 | | |
| 5 | 湯川 | 弥彦 | 第4分団 | 麓二区集落センター | 第4分団長 |
| 6 | 出来津川 | 麓 | 〃 | | |
| 7 | 城川 | 麓 | 第5分団 第6分団 | 麓一区集落センター 村山集落センター | 第5分団長 第6分団長 |
| 8 | 矢川 | 井田 | 第3分団 | 井田公会堂 | 第3分団長 |
| 9 | 御新田川 | 矢作 | 第7分団 第9分団 | 矢作集落センター | 第7分団長 第9分団長 |
| 10 | 西川 | 大戸 矢作 | 第8分団 第7分団 | 大戸集落センター 矢作集落センター | 第8分団長 第7分団長 |

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

3 水防管理団体の出動

① 非常配備

ア 水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- 1 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- 2 水防警報指定河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- 3 緊急にその必要があるとして県知事、三条地域振興局長からの指示があった場合

イ 水防団（消防団）に対する非常配備

1 待機

水防管理者は、その後の情勢を把握することに務め、団員が直ちに次の段階に入りうるような態勢を整備しておくものとする。

待機の指令は、概ね次の状況の際に発する。

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、且つ警報が発表されるような状況の場合

2 準備

水防団は、所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。

準備の指令は概ね次の状況の際に発する。

河川水位がなお上昇し、警戒水位を越えるおそれがあるとき。

ウ 出動

水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく出動の指令は、概ね次の状況の際に発する。

河川の水位が警戒水位以上に上昇の恐れがあり、出動の必要を認めたとき。

① 巡視出動の連絡

水防管理者は、次の各号の行動又は作業をしたときは、直ちに所轄振興局長に、また直轄河川にあっては、所轄建設省工事事務所長に連絡して必要な措置をもとめなければならない。

- 1 堤防等を巡視して異常を発見したとき。
- 2 水防団(消防団)が出動したとき。
- 3 水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき。

② 水防解除

水防管理者は、水位の低下により水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、水防関係機関に報告及び通知を行い、また一般に知らせる。

4 決壊時の措置

① 決壊の通報及び措置

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者は直ちにこの状況を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要なる団体に通報する。

決壊後といえども、水防管理者及び水防団長並びに消防機関の長は、できる限り氾濫による被害

が拡大しないように努めなければならない。

② 避難立退

1 避難の指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、防災無線その他の方法により立退またはその準備を指示する。

水防管理者が指示する場合においては、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

2 立退

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

5 費用負担と公用負担

① 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。

また水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

② 公用負担

1 水防のため必要があるときは、水防管理者及び水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の収用

ウ 車馬、その他の運搬具又は器具の使用

エ 工作物、その他の障害物の処分

2 損失補償

前記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償するものとする。

6 協力・応援

① 水防機関の協力等

1 他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障がない範囲内で水防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。

2 水防区域内において2名以上の管理団体に関係ある水防事務については、各水防管理者相互において予め協定しておく。

3 水防管理者は、緊急必要があると認めるときは、県知事を通して自衛隊の出動を要請するものとする。

4 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。

7 水防報告

① 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後 2 日以内に所轄地域振興局を経由して、県庁土木部河川管理課にその概況を速報するものとする。

なお、特に次期水防に必要な資材などの不足が生じた場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

② 水防活動実施報告

1 水防管理団体の報告

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙第 1 号様式により、所轄地域振興局長に報告しなければならない。

8 通信連絡及び輸送

① 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線を主として使用し、一般加入電話による外、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配備するものとする。

② 水防関係機関電話番号

水防関係機関電話番号は、次のとおりである。

| 関係機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|-----------------------------|-------------------------|--|----------------------|
| 新潟県庁 河川管理課 危機対策課 | 新潟市中央区 新光町 4 - 1 | 025 - 285 - 5511 025 - 280 - 5411 025 - 280 - 5144 | 代表 河川管理課 危機対策課 |
| 信濃川河川事務所大川津出張所 | 燕市大川津 | 0256 - 97 - 2121 | 大川津 |
| 三条地域振興局 | 三条市 興野 1 - 1 3 - 4 5 | 0256 - 36 - 2302 | |
| 新潟地方気象台 | 新潟市 | 025 - 244 - 1701 | |
| 燕・弥彦総合事務組合 消防本部 弥彦消防署 | 燕市吉田浜首 弥彦村大字 上泉 | 0256 - 92 - 1119 0256 - 94 - 3152 | |

9 水防訓練計画

① 水防技術の向上を図るため所轄地域振興局の指導のもと概ね次の種目の訓練または演習を行う。

- 1 川倉粹入
- 2 積土のう
- 3 葦張り
- 4 木流し
- 5 五徳縫
- 6 折返し
- 7 月の輪

② 水防訓練（演習）の記録

水防訓練または演習を実施した場合は訓練記録簿を作成するものとする。

別紙第1号

| | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|--|----------------|----------------|---------------|----|----|-----|-----|
| 水 防 活 動 実 施 報 告 書 | | | | | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 水防管理団体名 | | 作成責任者住所 氏名 ㊟ | | | | | | | |
| 出水の概況 | | 川 | | | | | | | |
| 水防実施箇所 | | 川 地先 m | | | | | | | |
| 日 時 | | 自 月 日 時 至 月 日 時 | | | | | | | |
| 出 動 | | 水防団（消防団） | | | そ の 他 | | | 合 計 | |
| 人 員 | | 人 | | | 人 | | | 人 | |
| 水防作業の概況 及び工法 | | | | | | | | | |
| 水防の結果 | | 堤防 | 田 | 畑 | 家 | 鉄道 | 道路 | 人口 | その他 |
| | 効 果 | m | m ² | m ² | 戸 | m | m | 人 | |
| | 被 害 | m | m ² | m ² | 戸 | m | m | 人 | |
| 使用 資 器 材 | かます、俵 | | | | 居住者の出動状況 | | | | |
| | 万年、土俵 | | | | | | | | |
| | な わ | | | | 水防関係者の 死 傷 | | | | |
| | 丸 太 | | | | | | | | |
| | そ の 他 | | | | 雨量水位の状況 | | | | |
| 水防活動に関する自己批判 備 考 | | | | | | | | | |

(注) 水防を行った箇所ごとに作成する。

第8. 水防資材

(1) 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

| 倉庫名 | 弥彦村役場倉庫 | 所在地 | 弥彦村大字矢作402 |
|-----|----------|---------|------------|
| No. | 備蓄資材名 | 数 量 | 備 考 |
| 1 | 麻袋 (マタイ) | 2, 300枚 | |
| 2 | 縄 | 50玉 | |
| 3 | 杭 木 | 300本 | |
| 4 | 鉄 線 | 20kg | |
| 5 | スコップ | 35丁 | |
| 6 | ロープ | 3本 | |
| 7 | カケヤ | 5丁 | |
| 8 | ツルハシ | 3丁 | |
| 9 | 鎌 | 10丁 | |
| 10 | ナ タ | 2丁 | |
| 11 | その他 () | | |

(2) 水防資材の調達

水防資材確保のため、下記の水防資材取扱い業者とあらかじめ契約しておくものとする。

なお、分団において状況の急変等により、水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。

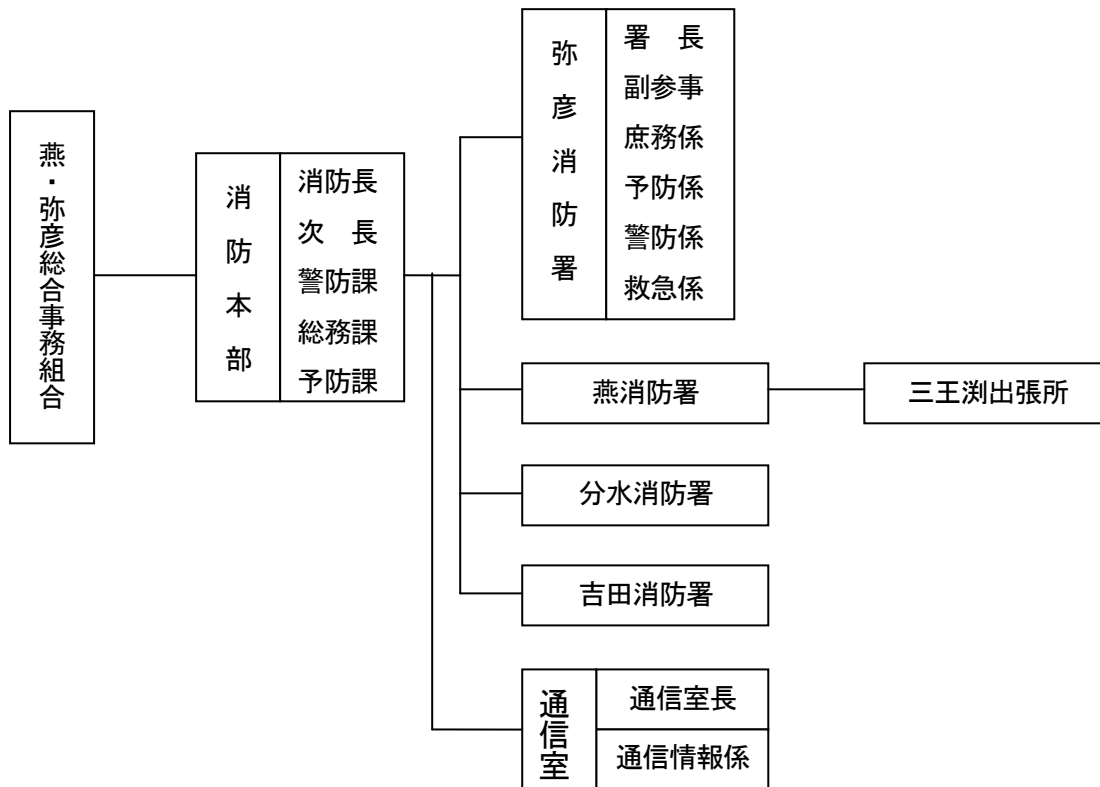
その場合は、調達した旨を水防本部長に報告するものとする。

1-4. 消防関係組織

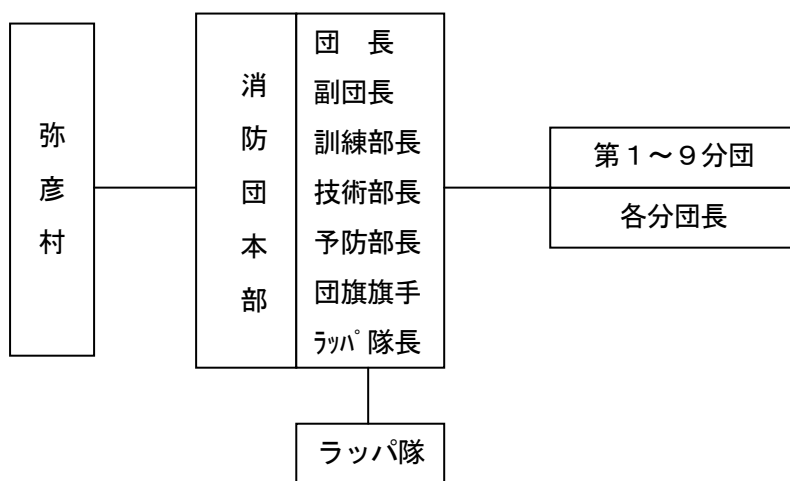
1) 消防機関の組織・体制

燕・弥彦総合事務組合消防本部組織系統図

(平成27年4月1日現在)



(平成27年4月1日現在)



2) 消防団管轄区域

| 分 団 | 管 轄 区 域 |
|---------|---------------------|
| 第 1 分 団 | 弥彦・走出 |
| 第 2 分 団 | 上泉 |
| 第 3 分 団 | 井田 |
| 第 4 分 団 | 麓二区・観音寺 |
| 第 5 分 団 | 麓一区・境江（西） |
| 第 6 分 団 | 村山・境江（東）・麓一区（本地） |
| 第 7 分 団 | 矢作・田中新田・美山・萩野・平野・鮎穴 |
| 第 8 分 団 | 大戸・川崎・峰見 |
| 第 9 分 団 | 山岸・山崎・中山 |

3) 関係機関別防災事務担当部署

| 機 関 名 | 連絡電話番号 | 所 在 地 |
|-----------------------|--------------|---------------------|
| 弥 彦 村 | 0256-94-3131 | 西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 |
| 新潟県防災局危機対策課 | 025-280-5144 | 新潟市中央区新光町 4-1 |
| 三条地域振興局 | 0256-36-2302 | 三条市興野 1-13-45 |
| 西蒲警察署 | 0256-72-0110 | 新潟市西蒲区赤舘 1071 |
| 西蒲警察署 弥彦交番 | 0256-94-2042 | 西蒲原郡弥彦村大字弥彦 1043-13 |
| 北陸地方整備局信濃川河川事務所大河津出張所 | 0256-97-2121 | 燕市大川津 |
| 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 | 025-266-7131 | 新潟市中央区文京町 14-13 |
| 北陸農政局 新潟支局 | 025-228-5216 | 新潟市中央区船場町 2-3435-1 |
| J R 東日本 (株) 吉田駅 | 0256-92-4934 | 燕市吉田堤町 1-1 |
| N T T 東日本 (株) 新潟支店 | 025-227-6801 | 新潟市中央区東堀通 7-1017 |
| 東北電力 (株) 新潟県央営業所 | 0256-35-1049 | 三条市旭町 1-11-2 |
| 燕郵便局 | 0256-63-2400 | 燕市白山町 1-1-6 |
| 西蒲原土地改良区 南地区事務所 | 0256-93-3038 | 燕市吉田東栄町 14-12 |
| 蒲原ガス (株) | 0256-72-3337 | 新潟市西蒲区巻甲 4111 |
| 越佐観光バス(株) | 0256-98-5000 | 長岡市寺泊敦ヶ曾根 132-1 |
| 弥彦村商工会 | 0256-94-2272 | 西蒲原郡弥彦村大字弥彦 2953 |
| J A 越後中央農業協同組合 弥彦支店 | 0256-94-3121 | 西蒲原郡弥彦村大字矢作 569-1 |
| 燕市医師会 | 0256-92-3322 | 燕市吉田下中野 1495-10 |
| 弥彦村社会福祉協議会 | 0256-94-4551 | 西蒲原郡弥彦村大字矢作 4622 |
| 燕・弥彦総合事務組合 消防本部 | 0256-92-1119 | 燕市吉田浜首 408-1 |
| 弥彦消防署 | 0256-94-3152 | 西蒲原郡弥彦村大字上泉 1753-1 |

1-5. 自主防災組織関係組織

1) 自主防災組織設立状況・要綱

平成 27 年 4 月 1 日現在

| 自主防災組織名 | 設 立 日 | 組織世帯数 | 備 考 |
|----------|--------------|-------|----------------------|
| 麓一区・西境江 | 平成 21 年 8 月 | 169 | 麓一区 154 世帯・西境江 15 世帯 |
| 麓二区 | 平成 22 年 6 月 | 233 | |
| 村山・東境江 | 平成 22 年 3 月 | 71 | 村山 59 世帯・東境江 12 世帯 |
| 観音寺 | 平成 21 年 7 月 | 76 | |
| 弥彦 1 区 | 平成 21 年 2 月 | 23 | 弥彦 14 区を含む |
| 弥彦 2 区 | 平成 22 年 4 月 | 41 | |
| 弥彦 3 区 | 平成 22 年 4 月 | 57 | |
| 弥彦 4 区 | 平成 21 年 4 月 | 60 | |
| 弥彦 5 区 | 平成 21 年 4 月 | 28 | |
| 弥彦 6 区 | 平成 21 年 4 月 | 36 | |
| 弥彦 7 区 | 平成 21 年 4 月 | 33 | |
| 弥彦 8 区 | 平成 21 年 4 月 | 39 | |
| 弥彦 9 区 | 平成 22 年 2 月 | 33 | |
| 弥彦 10 区 | 平成 22 年 4 月 | 97 | |
| 弥彦 11 区 | 平成 22 年 4 月 | 23 | |
| 弥彦 12 区 | 平成 21 年 4 月 | 32 | |
| 走出 | 平成 21 年 3 月 | 145 | |
| 上泉 | 平成 21 年 2 月 | 126 | |
| 井田 | 平成 27 年 4 月 | 136 | |
| 山岸 | 平成 27 年 4 月 | 20 | |
| 山崎 | 平成 21 年 5 月 | 65 | |
| 中山 | 平成 23 年 4 月 | 73 | |
| 矢作 | 平成 22 年 1 月 | 498 | |
| 美山 | 平成 20 年 6 月 | 191 | |
| 荻野 | 平成 21 年 2 月 | 12 | |
| 平野 | 平成 21 年 4 月 | 20 | |
| 鯨穴 | 平成 21 年 4 月 | 55 | |
| 川崎 | 平成 21 年 1 月 | 77 | |
| 大戸 | 平成 22 年 1 月 | 140 | |
| 峰見 | 平成 20 年 9 月 | 133 | |
| 合計 30 組織 | 18 集落 12 町内会 | 2,742 | 組織率 100% |

平成 21 年 12 月 2 日

要綱第 14 号

改正 平成 22 年 8 月 10 日要綱第 6 号

(趣旨)

第 1 条 災害に強いまちづくりを推進するために、地域住民が自主的に設立した防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、弥彦村補助金交付規則（昭和 33 年規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金交付の対象となる自主防災組織は、集落、町内会（2 以上の集落、町内会が共同する場合も含む。）を単位として組織した団体とする。

2 2 以上の集落、町内会が共同で組織した場合は、一の団体とみなす。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費は、別表に掲げる防災資機材を購入する経費とする。

(補助金の交付額等)

第 4 条 補助金の額は、前条に定める経費の 2 分の 1 の額とし、20 万円を限度とする。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、初回の申請に係る 5 万円分については、全額補助するものとする。

2 補助金の交付は、一の自主防災組織につき 1 回限りとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、2 回を限度に補助金の交付を行うことができるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付申請は、自主防災組織補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約及び組織編成表
- (2) 防災資機材購入見積書
- (3) その他村長が必要と認める書類

(実績報告)

第 6 条 補助金の実績報告は、自主防災組織補助金実績報告書（様式第 2 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材の購入に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防災資機材の保管又は配置の場所を明らかにした書類等

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 10 日要綱第 6 号）

この要綱は、公布の日から施行する。改正後の第 4 条第 1 項のただし書きについては、平成 22 年 10 月末までの申請に限る。

別表（第 3 条関係）

| 区分 | 資機材名 |
|----------|--|
| 情報伝達用資機材 | トランシーバー、メガホン等 |
| 消火用資機材 | ヘルメット、防火衣等 |
| 救助用資機材 | チェーンソー、ジャッキ、かけや、梯子、ロープ、ハンマー、パール、おの、のこぎり等 |
| 救護用資機材 | 救急医療用具、担架、簡易トイレ等 |
| 避難用資機材 | 誘導灯、誘導旗、腕章等 |
| 給食給水用資機材 | 炊き出し用炊飯装置、給水タンク、保存用食料、飲料水等 |
| その他の資機材 | 村長が特に必要と認める資機材 |

年 月 日

弥彦村長 様

申請者 住 所
氏 名 印

自主防災組織補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、弥彦村自主防災組織補助金交付要綱により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助申請事業実施団体

| | |
|----------------|--------------------|
| 組織の名称 | |
| 組織設立年月日 | |
| 代表者氏名 | |
| 連絡責任者 住所・氏名 | 住 所 氏 名 電話番号 |

2 補助金交付申請額

総事業費 円
補助金の額 円（総事業費×1/2又は200,000円のいずれか少ない金額）

3 補助申請事業の事業計画

| 資機材の種類 | 規 格 | 数量 | 単 価 | 事 業 費 |
|--------|-----|----|-----|-------|
| | | | (円) | (円) |
| 合 計 | | | | |

4 収支予算書

| | 項 目 | 予 算 額 | 説 明 |
|--------------------|-----|-------|-----|
| 収 入 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 合 計 | | |
| 支 出 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 合 計 | | |

5 補助金振込先

| | |
|-----------|--|
| 金 融 機 関 名 | |
| 口 座 番 号 | |
| 口 座 名 義 人 | |

年 月 日

弥彦村長 様

申請者 住 所
氏 名 印

自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日付 弥総第 号で補助金の交付決定のあった補助事業の実績について、弥彦村自主防災組織補助金交付要綱により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助事業の内容

| 資機材の種類 | 規 格 | 数量 | 単 価 | 事 業 費 |
|--------|-----|----|-----|-------|
| | | | (円) | (円) |
| 合 計 | | | | |

2 補助金の交付決定額と精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

2 災害危険区域等に関する資料

2-1 防災上注意すべき自然条件

1 水害危険区域（ハザードマップ参照）

・大河津分水路

概ね150年に1回程度起こるとされる大雨を想定したのもで、信濃川中上流域で48時間の総雨量が171mmを超えた場合、大河津分水路が増水により堤防が決壊する恐れがある。

堤防が決壊した場合は、弥彦山麓地域を除く地域が浸水すると想定される。

・矢川と6支流（城川、湯川、祓川、藤内川、茶屋川、弘川）

概ね30年に1回程度起こるとされる大雨を想定したもので、矢川流域で24時間の総雨量が147mmを超えた場合、矢川等の堤防を越水する恐れがある。

浸水区域は、矢川及び6支流の沿川地域に限定され、主に農地が被害を受けると想定される。

2 急傾斜地の崩壊（ハザードマップ参照）

平成25年度調査

| 溪流番号 | 箇所 | 所在地 | ある面積 （㎡） 危害の恐れ | 人家戸数 （戸） | 砂防指定 | 砂防施設 | 備考 |
|------------------|-------|----------|----------------------|-------------|------|------|---------|
| I-342.001(2090) | えび穴1 | 鮎穴 | 8,780 | 4 | | | H24年度調査 |
| I-342.002(0411) | 井田 | 井田、山崎、山岸 | 1,395 49,200 | 2 | | | H22年度調査 |
| I-342.003(0412) | 城山団地 | 弥彦 | 27,887 | 15 | | | |
| I-342.004(0413) | 上泉 | 上泉 | 21,300 | 3 | | | H22年度調査 |
| I-342.005(1848) | 山頂駅 | 弥彦 | 36,586 | 0 | | | |
| I-342.006(1849) | 弥彦-1 | 弥彦 | 4,335 | 0 | | | |
| I-342.007(1850) | 弥彦-3 | 弥彦 | 3,760 | 0 | | | |
| I-342.008(1851) | 観音寺-1 | 観音寺 | 11,400 | 1 | | | 旅館1 |
| I-342.009(1852) | 観音寺-2 | 麓、観音寺、弥彦 | 14,700 | 3 | | | |
| I-342.010(1853) | 麓一区-1 | 麓 | 5,530 | 1 | | | |
| I-342.011(1854) | 麓一区-4 | 麓 | 40,100 | 5 | 有 | | |
| I-342.012(1855) | 麓一区-5 | 麓 | 1,440 | 1 | | | |
| II-342.001(0414) | えび穴2 | 鮎穴 | 2,090 | 2 | | | H24年度調査 |

| | | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|--------|---|---|--|---------|
| Ⅱ-342.001(0410) | 走出1 | 走出 | 1,837 | 2 | | | |
| Ⅱ-342.002(2244) | えび穴3 | 鮎穴 | 4,350 | 3 | | | H24年度調査 |
| Ⅱ-342.002(2497) | 弥彦-2 | 弥彦 | 1,646 | 1 | | | |
| Ⅱ-342.003(2498) | 麓一区-2 | 麓 | 495 | 1 | | | |
| Ⅱ-342.004(2499) | 麓一区-3 | 麓 | 31,900 | 8 | 有 | | |
| Ⅲ342.001(3975) | 弥彦Ⅲ-1 | 弥彦 | 3,743 | 0 | | | |
| Ⅲ342.002(3976) | 弥彦Ⅲ-2 | 弥彦 | 8,546 | 3 | | | |
| 三条-342.001 | 弥彦(1) | 弥彦 | 604 | 0 | | | |
| 三条-342.002 | 弥彦(2) | 弥彦 | 561 | 0 | | | |
| 三条-342.003 | 弥彦(3) | 弥彦 | 1,163 | 1 | | | |
| 三条-342.004 | 弥彦(4) | 弥彦 | 530 | 1 | | | |
| 三条-342.005 | 弥彦(5) | 弥彦 | 1,090 | 2 | | | |
| 三条-342.006 | 弥彦(6) | 弥彦 | 2,737 | 1 | | | 旅館1 |
| 三条-342.007 | 弥彦(7) | 弥彦 | 967 | 0 | | | |
| 三条-342.008 | 弥彦(8) | 弥彦、上泉 | 6,564 | 0 | | | |
| 三条-342.009 | 走出(2) | 走出 | 1,453 | 2 | | | |
| 三条-342.010 | 観音寺-3 | 観音寺 | 5,990 | 1 | | | |
| 三条-342.011 | 麓(6) | 麓 | 1,370 | 0 | | | |
| 三条-342.012 | 麓(7) | 麓 | 652 | 0 | | | |
| 三条-342.013 | 井田(2) | 井田 | 7,580 | 3 | | | |
| 三条-342.014 | 井田(3) | 井田 | 1,750 | 2 | | | |
| 三条-342.015 | 井田(4) | 井田 | 5,250 | 2 | | | |
| 三条-342.016 | 矢作 | 矢作 | 3,590 | | | | |

3 土石流発生危険箇所（ハザードマップ参照）

平成25年度調査

| 溪流番号 | 水系名 | 河川名 | 溪流名 | 所在地 | 危害の恐れのある面積（㎡） | 人家戸数（戸） | 砂防指定 | 砂防施設 | 備考 |
|-------------|-----|-----|-------|--------|---------------|---------|------|------|-----|
| 342-I-001 | 信濃川 | 矢川 | 四石川 | 麓、境江 | 119,900 | 26 | 有 | | |
| 342-I-002 | 〃 | 〃 | 花見沢 | 麓、境江 | 70,100 | 24 | | | |
| 342-I-003 | 〃 | 〃 | 樽川 | 麓、境江 | 29,500 | 17 | | | |
| 342-I-004 | 〃 | 〃 | 稲原 | 麓、境江 | 30,000 | 14 | | | |
| 342-I-005 | 〃 | 〃 | 鷹取場 | 麓 | 22,100 | 15 | 有 | | |
| 342-I-006 | 〃 | 西川 | 矢川 | 麓 | 11,500 | 2 | 有 | 有 | |
| 342-I-007 | 〃 | 矢川 | 楯 | 麓 | 30,400 | 24 | | | |
| 342-I-008 | 〃 | 〃 | 川中才 | 麓 | 26,700 | 23 | | | |
| 342-I-009 | 〃 | 〃 | 水ヶ入川 | 麓 | 24,700 | 3 | 有 | | |
| 342-I-010 | 〃 | 〃 | 出来津川 | 麓 | 16,600 | 2 | 有 | | |
| 342-I-011 | 〃 | 〃 | 中沢 | 麓、観音寺 | 116,900 | 33 | 有 | 有 | |
| 342-I-012 | 〃 | 〃 | 七曲川 | 観音寺、弥彦 | 110,600 | 63 | 有 | | 旅館1 |
| 342-I-013 | 〃 | 〃 | 下山 | 観音寺、弥彦 | 35,500 | 23 | 有 | | 旅館1 |
| 342-I-014 | 〃 | 〃 | 矢楯 | 観音寺、弥彦 | 82,900 | 78 | 有 | | 旅館1 |
| 342-I-015 | 〃 | 〃 | 赤岩沢 | 弥彦 | 21,400 | 13 | | | |
| 342-I-016 | 〃 | 〃 | 人喰沢 | 弥彦 | 7,680 | 3 | 有 | 有 | |
| 342-I-017 | 〃 | 〃 | 人喰川 | 弥彦 | 18,900 | 3 | 有 | 有 | |
| 342-I-018 | 〃 | 〃 | 富沢 | 弥彦、走出 | 20,900 | 32 | | | 旅館1 |
| 342-I-019 | 〃 | 〃 | 御殿山 | 弥彦、走出 | 22,200 | 30 | | | 旅館1 |
| 342-I-020 | 〃 | 〃 | 吉ガ川 | 弥彦 | 77,600 | 37 | 有 | 有 | |
| 342-I-021 | 〃 | 〃 | 滝川 | 弥彦 | 66,400 | 43 | 有 | 有 | 旅館1 |
| 342-I-022-1 | 〃 | 〃 | 張子川-1 | 弥彦 | 99,500 | 20 | 有 | 有 | 旅館4 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|----|----|-------|-------|---------|----|---|---|------|
| 342-I-022-2 | // | // | 張子川-2 | 弥彦 | 98,700 | 20 | 有 | 有 | 旅館 3 |
| 342-I-023 | // | // | 荒城沢 | 弥彦 | 10,600 | 1 | | | |
| 342-I-024 | // | // | 藤内川 | 上泉 | 218,600 | 78 | | | |
| 342-I-025 | // | // | 山吹川 | 上泉 | 76,900 | 1 | 有 | 有 | |
| 342-I-026 | // | // | 北藤内川 | 上泉 | 11,900 | 1 | 有 | 有 | |
| 342-J-001 | // | // | 福王寺沢 | 麓 | 64,000 | 0 | | | |
| 342-J-002 | // | // | 八枚川 | 麓、観音寺 | 20,100 | 0 | 有 | 有 | |
| 342-J-003 | // | // | 狐定専房沢 | 麓、観音寺 | 15,100 | 0 | 有 | | |
| 342-J-004 | // | // | 中定専房沢 | 麓、観音寺 | 14,800 | 0 | 有 | | |
| 342-J-005 | // | // | 羽黒沢 | 弥彦 | 15,400 | 1 | | | |
| 342-J-006 | // | // | 泉下山沢 | 上泉 | 26,720 | 0 | | | |
| 342-J-007 | // | // | 上泉下山沢 | 上泉 | 34,700 | 0 | | | |
| 342-II-001 | // | // | 走出沢 | 弥彦、走出 | 24,400 | 2 | | | |

4 地すべり危険箇所 (ハザードマップ参照)

平成25年度調査

| 箇所番号 | 地区名 | 所在地 | 危害の恐れのある面積(m ²) | 指定省庁 |
|----------|-----|-------------|-----------------------------|------|
| R342-001 | 下ノ原 | 弥彦村大字弥彦字下ノ原 | 1,750 | 林野庁 |
| R342-002 | 幕山 | 弥彦村大字麓字幕山 | 4,620 | 林野庁 |

5 保安林指定状況

森林法による保安林は 458.0ha が指定されている。種別では、土砂流出防備保安林の 263.0ha が最も大きく、水源かん養保安林の 193.0ha とつづく。このほか土砂崩壊防備保安林が 2.0ha 指定されている。また、地域森林計画対象民有林は 516.8ha となっている。

保安林の指定状況

| 地域・区域 | 面積 (ha) | 比率 (%) |
|-------------|---------|--------|
| 保安林 | 458.0 | 100.0 |
| 水源かん養保安林 | 193.0 | 42.1 |
| 土砂崩壊防備保安林 | 2.0 | 42.1 |
| 土砂流出防備保安林 | 263.0 | 57.5 |
| 地域森林計画対象民有林 | 516.8 | — |

2-2 防災上注意すべき社会条件

1) 村内の危険物施設数

(平成27年3月31日現在)

| 施設名 合計 | 製造所 | 貯蔵所 | | | | | | | 取扱所 | | | |
|-----------|-----|-------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|-------|----------|----------|-------|
| | | 屋内貯蔵所 | 屋外タンク貯蔵所 | 屋内タンク貯蔵所 | 地下タンク貯蔵所 | 簡易タンク貯蔵所 | 移動タンク貯蔵所 | 屋外貯蔵所 | 給油取扱所 | 第一種販売取扱所 | 第二種販売取扱所 | 一般取扱所 |
| 41 | 0 | 2 | 1 | 6 | 13 | 1 | 7 | 0 | 5 | 0 | 0 | 6 |

2) 村内の幼児・高齢者施設等

■保育園

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|------------------|--------------|
| 弥彦保育園 | 弥彦村大字弥彦 270 番地 1 | 0256-94-2045 |
| 二松保育園 | 弥彦村大字矢作 269 番地 1 | 0256-94-2410 |
| ひかり保育園 | 弥彦村大字川崎 52 番地 | 0256-94-3150 |
| 子育て支援センター | 弥彦村大字弥彦 270 番地 1 | 0256-94-2007 |

■児童クラブ

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|-----------------|--------------|
| 放課後児童クラブ | 弥彦村大字弥彦 2953 番地 | 0256-94-1640 |
| | 弥彦村大字矢作 7405 番地 | 0256-94-3144 |
| | 弥彦村大字川崎 39 番地 1 | 0256-94-5145 |

■高齢者福祉施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------------|--------------|
| 高齢者総合生活支援センター | 弥彦村大字麓 7039 番地 | 0256-94-1313 |
| 観山荘 | 弥彦村大字麓 7045 番地 2 | 0256-94-2666 |

■特別養護老人ホーム

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------------------|----------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム 桜井の里 (社会福祉法人桜井の里福祉会) | 弥彦村大字麓 3036 番地 | 0256-94-3939 |

■介護保険施設

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|------------------------------------|------------------|--------------|
| ディサービス きらめき (社会福祉法人 弥彦村社会福祉協議会) | 弥彦村大字矢作 4622 番地 | 0256-94-4551 |
| 弥彦ケアセンター あおぞら (弥彦介護施設 あおぞら) | 弥彦村大字弥彦 721 番地 1 | 0256-82-8888 |
| グループホーム こいて (社会福祉法人 桜井の里福祉会) | 弥彦村大字矢作 4623 番地 | 0256-94-1280 |

■知的障害者施設

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----------------------------|----------------|--------------|
| やひこの里 (西蒲原福祉事務組合) | 弥彦村大字麓 6958 番地 | 0256-94-2363 |
| グループホーム やまびこ (西蒲原福祉事務組合) | 弥彦村大字走出 133 番地 | 0256-94-2411 |
| グループホームかがやき (西蒲原福祉事務組合) | 弥彦村大字麓 7035 番地 | 0256-94-4288 |
| グループホームつばさ (西蒲原福祉事務組合) | 弥彦村大字麓 7036 番地 | 0256-94-2622 |
| グループホームみらい (西蒲原福祉事務組合) | 弥彦村大字麓 7037 番地 | 0256-94-5255 |

3) 指定文化財

■国指定文化財

| 種 別 | 名 称 | 指定年月日 | 所 在 地 |
|-----------|-------------|-------------------|-----------|
| 重 要 文 化 財 | 十柱神社社殿 | 大正 6 年 8 月 13 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 〃 | 大太刀 附 革鐔 | 昭和 4 年 4 月 6 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 〃 | 鉄仏餉鉢 | 昭和 34 年 12 月 18 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 重要無形民俗文化財 | 弥彦神社灯籠おしと舞楽 | 昭和 53 年 5 月 22 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |

■県指定文化財

| 種 別 | 名 称 | 指定年月日 | 所 在 地 |
|-----------|----------|-------------------|---------------------------|
| 有 形 文 化 財 | 木造多聞天像 | 昭和 41 年 12 月 18 日 | 大字弥彦 宝光院 |
| 〃 | 砧青磁袴腰大香炉 | 昭和 29 年 2 月 10 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 〃 | 大太刀 拵共 | 昭和 30 年 2 月 9 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 〃 | 鏡鞍 附 壺鏡 | 昭和 39 年 12 月 21 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 〃 | 上杉輝虎祈願文 | 昭和 44 年 12 月 25 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 天 然 記 念 物 | 弥彦の婆々杉 | 昭和 27 年 12 月 10 日 | 大字弥彦 宝光院境内 |
| 〃 | 弥彦の蛸ケヤキ | 昭和 27 年 12 月 10 日 | 大字弥彦 住吉神社境内 |
| 〃 | 弥彦参道杉並木 | 昭和 32 年 2 月 25 日 | 大字弥彦 競輪場付近と (株) イワツキ付近 |

■村指定文化財

| 種 別 | 名 称 | 指定年月日 | 所 在 地 |
|---------------|--------------|-------------------|--------------|
| 有 形 文 化 財 | 旧武石家住宅 | 平成 5 年 2 月 5 日 | 大字麓 7056 番地 |
| 〃 | 法圓寺鐘楼・山門 | 平成 13 年 11 月 30 日 | 大字矢作 法圓寺 |
| 〃 | 鰐口 | 昭和 63 年 3 月 10 日 | 大字弥彦 宝光院 |
| 〃 | 縄文土器 注口瓶 | 昭和 62 年 3 月 10 日 | 大字井田 2957 番地 |
| 〃 | 大戸神社算額 2 額 | 昭和 61 年 3 月 10 日 | 大字大戸 大戸神社 |
| 〃 | 宝篋印陀羅尼塔 | 昭和 61 年 3 月 10 日 | 大字麓 猿ヶ馬場峠 |
| 無 形 民 俗 文 化 財 | 矢作奉納里神楽舞 | 昭和 50 年 11 月 7 日 | 大字矢作 矢作神社 |
| 史 跡 記 念 物 | 桔梗城跡 | 昭和 50 年 11 月 7 日 | 大字弥彦字荒城 |
| 〃 | 黒滝城跡 | 昭和 50 年 11 月 7 日 | 大字麓字要害 |
| 〃 | 稲場塚古墳 | 平成 6 年 12 月 9 日 | 大字山岸字稲場 |
| 〃 | 一本杉遺跡 | 平成 6 年 12 月 9 日 | 大字境江字清水尻 |
| 天 然 記 念 物 | 矢作の二本松 | 昭和 50 年 11 月 7 日 | 大字矢作字釈迦堂山 |
| 〃 | 菊咲きオクチョウジザクラ | 昭和 54 年 4 月 10 日 | 大字弥彦 弥彦神社 |
| 〃 | ヤヒコザクラ | 昭和 54 年 4 月 10 日 | 弥彦山頂 |

3 無線通信施設に関する資料

3-1 弥彦村防災行政無線局の概要

(1) 固定系無線

| | | |
|-----------------|---|--------------------|
| 無線局種別 | 固 定 局 | |
| 免許人及び免許年月日 | 弥彦村 | |
| 呼出名称 | 「こうほうやひこむら」 | 免許人所属の固定局 (中継局) |
| 無線設備の設置場所又は移動範囲 | 送受信所 弥彦村大字矢作 402 番地 弥彦村役場内 通信所 | |
| 電波の形式及び周波数 | 無線電話 | |
| | 60MHz | |
| 空中線出力 | | |
| | | |

(2) 受信所の設置場所

| 整理番号 | 受信所名 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------|---------------|----|
| 1 | 上泉局 | 弥彦村大字上泉1824番地 | |
| 2 | 駐車場局 | 〃 弥彦1771-1 | |
| 3 | 祓橋局 | 〃 弥彦1248 | |
| 4 | 体育館局 | 〃 弥彦971-6 | |
| 5 | 岩月工場局 | 〃 弥彦3365 | |
| 6 | 矢楯局 | 〃 弥彦3483 | |
| 7 | 走出局 | 〃 走出190 | |
| 8 | 観音寺局 | 〃 観音寺349-1 | |
| 9 | 二区局 | 〃 麓5945 | |
| 10 | 一区局 | 〃 麓3280 | |
| 11 | 境江局 | 〃 境江37-5 | |
| 12 | 村山局 | 〃 村山1975-1 | |
| 13 | 井田上局 | 〃 井田592-3 | |
| 14 | 井田中局 | 〃 井田1564 | |
| 15 | 井田下局 | 〃 井田1268 | |
| 16 | 山岸局 | 〃 山岸513 | |
| 17 | 中山局 | 〃 中山664-2 | |
| 18 | 山崎局 | 〃 山崎60-1 | |
| 19 | 矢作局 | 〃 矢作2018-1 | |
| 20 | 矢作神社局 | 〃 矢作1836-1 | |
| 21 | 荻野局 | 〃 荻野3598-1 | |
| 22 | 鮎穴局 | 〃 鮎穴330-2 | |
| 23 | 美山局 | 弥彦村 美山2474-1 | |
| 24 | 峰見局 | 弥彦村 峰見1854-27 | |
| 25 | 川崎局 | 弥彦村大字川崎52 | |
| 26 | 大戸局 | 〃 大戸380-丑 | |
| 27 | 大戸企業団地局 | 〃 大戸635-4 | |
| 28 | 役場局 | 〃 矢作402 | |

3-2 災害時優先電話設置状況

| 設置場所 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-------------------|-------------------------|
| 弥彦村役場 | 弥彦村大字矢作 402 番地 | 0 2 5 6 - 9 4 - 5 1 5 1 |
| 〃 | 〃 | 0 2 5 6 - 9 4 - 5 1 6 4 |
| 弥彦小学校 | 弥彦村大字井田 3477 番地 | 0 2 5 6 - 9 4 - 2 2 2 1 |
| 弥彦中学校 | 弥彦村大字矢作 4785 番地 | 0 2 5 6 - 9 4 - 2 1 0 5 |
| 平野浄水場 | 弥彦村大字平野 1545 番地 1 | 0 2 5 6 - 9 4 - 2 3 4 8 |
| 弥彦体育館 | 弥彦村大字上泉 1753 番地 1 | 0 2 5 6 - 9 4 - 2 8 7 6 |
| 弥彦消防署 | 弥彦村大字上泉 1753 番地 1 | 0 2 5 6 - 9 4 - 3 1 5 2 |

4 防災施設等に関する資料

4-1 水害関連施設

1) 水防倉庫

村の水防倉庫は、以下の2ヶ所である。

- ・ 燕・弥彦総合事務組合
- ・ 弥彦村役場車庫

2) 水害時排水施設

| ポンプ場名 | 管理者 | 所在地 | 関係河川 | 排水面積 | ポンプ施設 | | | | | |
|-------------|----------------|-----|----------|-------------|-------|----------|---------------------|---------------|-------|-----|
| | | | | | 全揚程 | 1台当たり排水量 | 口径 | 出力 | ポンプ型式 | 原動力 |
| | | | | | h a | m | m ³ /min | mm | | |
| 井田ガード下排水ポンプ | 弥彦村 (建設企業課) | 井田 | 側溝 | | 8.0 | 0.55 | 80 | 1.5kw (2台) | 水中 | 電 |
| 大戸陸橋下排水ポンプ | 〃 | 大戸 | 側溝 | 0.6 | 5.0 | 2.5 | 150 | 3.7kw (2台) | 水中 | 電 |
| 金鉢排水機場 | 西蒲原 土地改良区 | 弥彦 | 金鉢排水路 | 28 (83) | 2.5 | 16.56 | 350 | 15kw | 斜流 | 電 |
| 上泉排水機場 | 〃 | 上泉 | 上泉排水路 | 50 (57) | 2.5 | 72.96 | 800 | 60kw | 横軸 | 電 |
| 弥彦排水機場 | 〃 | 弥彦 | 弥彦下江 | 69 (180) | 3.0 | 33.96 | 500 | 30kw | 横軸 | 電 |
| 井田排水機場 | 〃 | 井田 | 井田下江 | 41 (73) | 2.5 | 18.84 | 400 | 15kw | 斜流 | 電 |
| | | | | | 2.5 | 23.88 | 450 | 22kw | 斜流 | 電 |
| 揚技渦排水機場 | 〃 | 井田 | 揚技渦2号排水路 | 67 (75) | 3.6 | 24.0 | 400 | 22kw (2台) | 斜流 | 電 |
| 山岸排水機場 | 〃 | 井田 | 山岸下江 | 31 (36) | 3.6 | 21.0 | 400 | 22kw | 斜流 | 電 |

(ポンプ型式凡例) 水中・・・水中ポンプ
 縦軸・・・縦軸斜流ポンプ
 横軸・・・横軸斜流ポンプ
 斜流・・・斜流渦巻ポンプ
 低圧・・・低圧籠型ポンプ
 スク・・・スクリュウポンプ

(原動力凡例) 電・・・電動
 デ・・・ディーゼル
 油・・・油圧モーター(電動)
 自・・・電動(自家発電)

4-2 地震災害関連施設

1) 弥彦村における震度計の設置場所

| 設置場所 | 住所 | 位置 |
|-------|--------------|---------------------------|
| 弥彦村役場 | 弥彦村大字矢作402番地 | 東経 138° 50' 北緯 37° 42' |

5 災害時緊急対応に関する資料

5-1 避難に関する資料

1) 避難場所に関する資料

■避難場所一覧

| 地区名 | 避難場所 | 所在地 | 面積 (㎡) | 収容人員 (人) | 電話番号 |
|----------------|--------------|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 麓地区 | 弥彦村保健センター駐車場 | 大字麓 3047 番地 | 4,164 | 2,082 | 94-3003 |
| | サン・ビレッジ弥彦駐車場 | 大字麓 3134 番地 3 | 6,441 | 3,221 | 94-5771 |
| | 麓多目的運動場 | 大字麓 7035 番地 | 7,047 | 3,524 | 94-2666 |
| | 村山農村公園 | 大字村山 1017 番地 | 2,149 | 1,074 | |
| 弥彦地区 | 弥彦駅前駐車場 | 大字弥彦 1075 番地 15 | 3,573 | 1,787 | |
| | 弥彦公園 | 大字弥彦 971 番地 7 | 5,646 | 2,823 | 94-2876 |
| | 弥彦保育園広場 | 大字弥彦 270 番地 1 | 5,223 | 2,612 | 94-2045 |
| | 弥彦村商工会館脇広場 | 大字弥彦 3335 番地 | 5,752 | 2,876 | |
| | 弥彦村営駐車場 | 大字弥彦 2582 番地 1 | 18,322 | 9,161 | |
| | 弥彦総合文化会館広場 | 大字弥彦 2487 番地 1 | 48,458 | 24,229 | 94-4311 |
| | 弥彦けいりん会館駐車場 | 大字上泉 1801 番地 1 | 15,496 | 7,748 | 94-4517 |
| コミュニティセンター前駐車場 | 大字上泉 1753 番地 | 25,728 | 12,864 | 94-5300 | |
| 矢作地区 | 弥彦小学校グラウンド | 大字井田 3477 番地 | 41,487 | 20,744 | 94-2043 |
| | 弥彦中学校駐車場 | 大字矢作 4785 番地 | 26,002 | 13,001 | 94-2101 |
| | 村民総合運動場 | 大字矢作 4877 番地 | 30,160 | 15,080 | 94-2101 |
| | 二松保育園広場 | 大字矢作 269 番地 1 | 5,134 | 2,567 | 94-2410 |
| | きらめきの丘駐車場 | 大字矢作 4622 番地 | 12,578 | 6,289 | 94-4551 |
| | 荻野農村公園 | 大字荻野 602 番地 | 2,326 | 1,163 | |
| 大戸・美山地区 | ひかり保育園広場 | 大字川崎 52 番地 | 1,844 | 922 | 94-3150 |
| | 夢の木はうす駐車場 | 大字川崎 39 番地 1 | 1,846 | 923 | 94-5145 |
| | 大戸農村公園 | 大字大戸 552 番地 | 2,938 | 1,469 | |
| | 大戸企業団地多目的広場 | 大字大戸 635 番地 4 | 5,776 | 2,888 | |

■指定緊急避難場所 21か所

| 施設の名称 | 施設の所在 | 対象とする異常な現象の種類（※1） | | | | | | | | 指定避難所との重複（※2） |
|-------------|------------|-------------------|-----------|----|----|----|-------|------|------|---------------|
| | | 洪水 | 崖崩れ土石流地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模火災 | 内水氾濫 | 火山現象 | |
| 弥彦村保健センター | 麓 3047 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| サン・ビレッジ弥彦 | 麓 3134-3 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 村山農村公園 | 村山 1017 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| 弥彦公園 | 弥彦 971-7 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 弥彦駅前駐車場 | 弥彦 1075-15 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| ヤホール | 弥彦 971-5 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 弥彦村宮駐車場 | 弥彦 2582-1 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 弥彦総合文化会館 | 弥彦 2487-1 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| 弥彦体育館 | 上泉 1753-1 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 弥彦けいりん会館 | 上泉 1801-1 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 弥彦保育園 | 弥彦 270-1 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 弥彦小学校[体育館] | 井田 3477 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 弥彦中学校[体育館] | 矢作 4785 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 村民総合運動場 | 矢作 4877 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 二松保育園 | 矢作 269-1 | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ |
| きらめきの丘駐車場 | 矢作 4622 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 荻野農村公園 | 荻野 602 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| ひかり保育園 | 川崎 52 | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 夢の木はうす | 川崎 39-1 | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 大戸農村公園 | 大戸 552 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| 大戸企業団地多目的広場 | 大戸 635-4 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |

（※1）「対象とする異常な現象の種類」欄に「○」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

（※2）「指定避難所との重複」欄に「○」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

※津波、高潮、火山現象は現時点で、本村において想定されていないため指定しない。

2) 避難施設に関する資料

- 1 一次避難施設として、各集落、町内会の集会施設を指定する。(弥彦、峰見、美山地区については公共施設とする。)
- 2 総合的避難施設として地区の公共施設を指定する。

■集落・町内会集会場

| 集 落 名 | 番号 | 施 設 名 | 電 話 番 号 | 給湯施設 | 備 考 |
|-------|----|-----------|---------|------|-----|
| 上 泉 | 1 | 上泉公会堂 | 94-2032 | 有 | |
| 矢 楯 | 2 | 矢楯会館 | 無 | 〃 | |
| 走 出 | 3 | 走出公会堂 | 〃 | 〃 | |
| 観 音 寺 | 4 | 観音寺公会堂 | 〃 | 〃 | |
| 麓 二 区 | 5 | 麓二区集落センター | 〃 | 〃 | |
| 麓 一 区 | 6 | 麓一区集落センター | 〃 | 〃 | |
| 境 江 | 7 | 鴨原公会堂 | 〃 | 〃 | |
| 村 山 | 8 | 村山集落センター | 〃 | 〃 | |
| 井 田 | 9 | 井田公会堂 | 〃 | 〃 | |
| 山 崎 | 10 | 山崎集落センター | 〃 | 〃 | |
| 山 岸 | 11 | 山岸公会堂 | 94-4305 | 〃 | |
| 中 山 | 12 | 中山集落センター | 無 | 〃 | |
| 矢 作 | 13 | 矢作集落センター | 94-2575 | 〃 | |
| 荻 野 | 14 | 荻野公会堂 | 無 | 〃 | |
| 平 野 | 15 | 平野公会堂 | 94-2777 | 〃 | |
| 鮎 穴 | 16 | 鮎穴公会堂 | 無 | 〃 | |
| 川 崎 | 17 | 川崎集会所 | 〃 | 〃 | |
| 大 戸 | 18 | 大戸集落センター | 〃 | 〃 | |
| 峰見・美山 | 19 | 公民館矢作支館 | 94-2766 | 〃 | |

■指定公共施設・指定避難所

| 地区名 | 避難施設 | 所在地 | 屋内面積 (㎡) | 最大収容 人数(人) | 電話番号 | 給食 施設 |
|-----------------|-----------------------|----------------|-------------|---------------|---------|----------|
| 麓 地区 | (指) 弥彦村保健センター | 大字麓 3047 番地 | 630 | 315 | 94-3003 | 有 |
| | (指) サン・ビレッジ弥彦 | 大字麓 3134 番地 3 | 1,362 | 681 | 94-5771 | 無 |
| | 老人憩いの家 観山荘 | 大字麓 7045 番地 2 | 647 | 324 | 94-2666 | 有 |
| 弥彦 地区 | (指) 弥彦村コミュニティ センター | 大字上泉 1753 番地 | 1,437 | 719 | 94-5300 | 無 |
| | 弥彦総合文化会館 | 大字弥彦 2487 番地 1 | 5,541 | 2,771 | 94-4311 | 有 |
| | (指) 弥彦体育館 | 大字上泉 1753-1 | 1,518 | 759 | 94-2876 | 無 |
| | (指) 弥彦保育園 | 大字弥彦 270 番地 1 | 1,518 | 759 | 94-2045 | 有 |
| | (指) 弥彦けいりん会館 | 大字上泉 1801 番地 1 | 3,086 | 1,543 | 94-4517 | 有 |
| 矢作 地区 | (指) 弥彦小学校 | 大字井田 3477 番地 | 7,048 | 3,524 | 94-2043 | 有 |
| | (指) 弥彦中学校 | 大字矢作 4785 番地 | 9,093 | 4,574 | 94-2101 | 有 |
| | (指) 二松保育園 | 大字矢作 269 番地 1 | 1,068 | 534 | 94-2410 | 有 |
| 大戸・ 美山 地区 | 公民館矢作支館 | 峰見 249 番地 | 355 | 177 | 94-2766 | 無 |
| | (指) 夢の木はうす | 大字川崎 39 番地 1 | 360 | 180 | 94-5145 | 無 |
| | (指) ひかり保育園 | 大字川崎 52 番地 | 744 | 372 | 94-3150 | 有 |

※ (指) は指定避難所です。計 12 箇所。

5-2 緊急輸送に関する資料

1) 自動車

■村有自動車課別配車台数

| 課名 | 乗用車 | バン | トラック | 軽乗用 | 軽貨物 | ジープ | マイクロバス | 備考 |
|---------------|-----|----|----------|-----|-----|-----|--------|-----------|
| 総務課 | 2 | ±2 | | 2 | | | 1 | バン(交通指導車) |
| 住民福祉課 | 2 | | | 2 | 1 | | 幼児バス2 | |
| 産業振興課 | | | 1 (軽) | | | | | |
| 公営競技事務所 | 1 | | 1 (軽) | | | | | |
| 教育課 | 1 | 1 | | | | | | |
| 建設企業課 | 1 | | 2 | 3 | | 1 | | |
| 越佐観光バス (株) | | | | | | | 4 | 村有車貸与 |
| 計 | 7 | 2 | 3 | 8 | 1 | 1 | 5 | |

2) ヘリポート

| 施設名 | 幅×長さ (m) | 所在地 | 施設代表者 又は責任者 | 電話番号 |
|--------------------------|-------------|----------------|----------------|---------|
| 弥彦小学校グラウンド | 50×110 | 弥彦村大字井田 3477 | 弥彦村長 | 94-3131 |
| 村民総合運動場 | 95×120 | 弥彦村大字矢作 4877 | 〃 | 〃 |
| 弥彦競輪場第5駐車場 | 70×150 | 弥彦村大字弥彦 2510-1 | 〃 | 〃 |
| 燕・弥彦総合事務組合 ヘリコプター離着陸場 | 20×20 | 燕市吉田浜首 408-1 | 燕市長 | 92-1119 |

5-3 医療機関

■村 外

| 病 院 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|----------------|---------------------|--------------|
| 新潟大学医歯学総合病院 | 新潟市中央区旭町通一番町 754 | 025-223-6161 |
| 新潟南病院 | 新潟市中央区女池神明 1-7-1 | 025-284-2511 |
| 新潟中央病院 | 新潟市中央区新光町 1-18 | 025-285-8811 |
| 新潟こばり病院 | 新潟市西区小針 3-27-11 | 025-232-0111 |
| 新潟県立がんセンター新潟病院 | 新潟市中央区川岸町 2 丁目 15-3 | 025-266-5111 |
| 新潟市民病院 | 新潟市中央区鐘木 463-7 | 025-281-5151 |
| 新潟脳外科病院 | 新潟市西区山田 3057 | 025-231-5111 |
| 信楽園病院 | 新潟市西区新通南 3-3-11 | 025-260-8200 |
| 済生会新潟第二病院 | 新潟市西区寺地 280-7 | 025-233-6161 |
| 西蒲中央病院 | 新潟市西蒲区旗屋 731 | 0256-88-5521 |
| 岩室温泉病院 | 新潟市西蒲区岩室温泉 772 | 0256-82-4100 |
| 西蒲原地区休日夜間急患診療所 | 新潟市西蒲区巻甲 4212-1 | 0256-72-5499 |
| 長岡赤十字病院 | 長岡市千秋 2-297-1 | 0258-28-3600 |
| 立川総合病院 | 長岡市神田町 3-2-11 | 0258-33-3111 |
| 三之町病院 | 三条市本町 5-3-30 | 0256-33-0581 |
| 済生会三条病院 | 三条市大野畑 6-18 | 0256-33-1551 |
| 富永草野病院 | 三条市興野 2-2-25 | 0256-36-8777 |
| 燕労災病院 | 燕市大字佐渡 633 | 0256-64-5111 |
| 新潟県立吉田病院 | 燕市吉田大保町 32-14 | 0256-92-5111 |

■村 内

| 病 院 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------|-----------------|---------|
| 本間医院弥彦診療所 | 弥彦村大字弥彦 1043-59 | 94-2052 |
| 堤内科医院 | 弥彦村大字矢作 7395 | 94-4402 |
| 田村歯科医院 | 弥彦村大字弥彦 2566-3 | 94-2561 |
| 大橋歯科医院 | 弥彦村大字矢作 7435 | 94-5677 |

6 災害救助事務に関する資料

6-1 災害救助関係条例等

1) 弥彦村災害救助条例

昭和48年7月6日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害に対して、村が応急に必要なる救助を行ない、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行なうものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が5世帯以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが村長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊した等、著しく損壊した世帯は2世帯をもって住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した世帯とみなす。

(救助の種類)

第3条 救助の種類は次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与

2 前項第5号及び第6号の救助については、生活困窮者を対象として行なうものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行なうものとする。

2 村長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず救助の範囲を拡大して行なうことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。

2) 弥彦村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 24 日

条例第 29 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付け要綱の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じることを用いる。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 村は、村民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和 39 年新潟県条例第 77 号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生活を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その

1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 村長は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1年以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(据置期間の特例)

第13条の2 村長は、災害援護資金の貸付対象世帯が次の各号に掲げる事由の一に該当する場合には、前条第2項に規定する措置期間を5年とすることができる。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に法第8条第1項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合

(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令第7条に規定する障害者となった場合

(3) 生活保護を受けている世帯又は村民税非課税世帯が被災した場合

(4) 当該災害により住居が全壊した場合

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は、半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3) 弥彦村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 11 月 30 日

規則第 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、弥彦村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続き)

第 2 条 村長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行なったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 村長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行なったうえ災害障害見舞金の支給を行なうものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（別紙様式第2号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める事項

2 借入申込者には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他村長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した災害援護資金借用書（別紙様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別紙様式第 7 号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは支払猶予不承認通知書（別紙様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した違約金支払免除申請書（別紙様式第 10 号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（別紙様式第 13 号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書（別紙様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除負傷人通知書（別紙様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 村長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を村長に氏名等変更届（別紙様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 24 日から適用する。

別記 規則第2条の調査事項

| 災害弔慰金支給調査票 | | | | 決定番号 | |
|------------------------|------------------|-------|--------------|--------------|---------|
| 死亡に関する事項 | フリガナ | | | 男・女 | 年 月 日生 |
| | 死亡した者の氏名 | | | | |
| | 死亡した年月日 | 年 月 日 | | 住所 | |
| | 死亡の状況(行方不明) | 災害名 | | 死亡した場所 | |
| 遺族に関する事項 | 死者との続柄 | 氏 名 | 住 所 | 備 考 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 支給に関する事項 | 支給日 | 年 月 日 | | 支給場所 | |
| | 災害弔慰金を支給した遺族について | 氏 名 | | 続 柄 | 支 給 金 額 |
| | | | | | 円 |
| | | 住 所 | | | |
| | 先順位者の有無 | 有 ・ 無 | | 同順位者の有無 | 有 ・ 無 |
| 先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由 | | | 支給制限事由に該当の有無 | 有(その事由) 無 | |
| 備考 | 支給した職員 | | | | |
| | | | | | |

様式第1号（規則第5条関係）

診 断 書

| | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------|------|------|-----------|--------|-----|----|-----|--|
| 氏 名 | | | 生年月日 | 年 月 日 | | | 性別 | 男・女 | |
| 傷 病 名 | | | | 負傷発病年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 障 害 の 部 位 | | | | 初 診 年 月 日 | 年 月 日 | | | | |
| 既 往 症 | | 既存障害 | | 治 ゆ 年 月 日 | 年 月 日 | | | | |
| 療養の内容及び経過 | | | | | | | | | |
| 障害の状態の詳細 | (図で示すことができるものは図解すること) | | | | | | | | |
| 関節運動範囲 | 部位 | 種類範囲 | | | | | | | |
| | | | 右 | | | | | | |
| | | | 左 | | | | | | |
| | | | 右 | | | | | | |
| | | | 左 | | | | | | |
| | | | 右 | | | | | | |
| | | 左 | | | | | | | |
| 上記のとおり診断します。 | | | | 郵便番号 | 電話番号 | 局 番 | | | |
| | | | | 病院又は所在地 | | | | | |
| | | | | 年 月 日 | 診療所の名称 | | | | |
| | | | | 診療担当者 | | | | | |
| | | | | 氏 名 | | | | 印 | |

様式第2号（規則第6条関係）

災害援護資金借入申込書

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------|-------------------------------------|---|---|---------|-----------------------------|-------------|--------|----|--|
| *受付日 | | *受付番号 | | *受付者 | | *貸付番号 | | | | |
| 被災日時 | | 年 月 日 時 | | 災害名 | | | | | | |
| 被害の種類 | | 1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害 | | 被害場所 | | | | | | |
| 返す方法 | | 1 年賦 2 半年賦 | | いつまでに返せますか | | 年 月 (回) | | | | |
| 借入申込者について | フリガナ | | | | 男 ・ 女 | | 年 月 日生 (歳) | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | 郵便番号 | | 電話番号 | | | |
| | 現住所 | | (方) | | 〒 | | 局 番 | | | |
| | 本籍 | | | | 勤務先の名称 | | | | | |
| | 職業 | | | | と所在地 | | | | | |
| | 世帯の状況と収入 | | 氏 名 | | 世帯主との続柄 | | 年 齢 | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 収入合計 | | 円 | | 支出合計 | | | | |
| | | | | | | 円 | | | | |
| 資産の状況 | | 土地 | | (1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ² | | 住居の状況 | | | | |
| | | | | | | (1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居 | | | | |
| | | 建物 | | (1) 自宅 m ² (2) その他 m ² | | 生活保護 | | | | |
| | | | | | | 年 月 日より受給 (生住教医) | | | | |
| | | 負債 | | (内容) | | (金額) 円 | | | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | | | | 男 ・ 女 | | 年 月 日生 (歳) | | | |
| | 現住所 | | | | 本 籍 地 | | | | | |
| | 職業 | | 月収 | | 円 | | 申込者との関係 | | | |
| | | | | | | | 家族数 人 | | | |
| 資産 | 土地 | | (1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ² | | 勤務先 | | 名 称 | | | |
| | 建物 | | (1) 自宅 m ² (2) その他 m ² | | | | 所 在 地 | | | |
| | | | | | | | | 電話 局 番 | | |
| この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況 | | | | | | (有・無) (状況) | | | | |
| この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無 | | | | | | (有・無) | | | | |
| 資金の用途 | 資金の使い方 | | 総額 | | 円 | | 資金の内訳 | | 合計 | |
| | | | | | | | 災害援護資金で | | 円 | |
| | | | | | | | 手持資金で | | 円 | |
| | | | | | | | その他 () で | | 円 | |

| | | | | | | | | |
|--------|-----------|----------|------------|-----|-------------|------------|-----|--|
| 被害状況 | 被災時の具体的状況 | | | | 負傷 | 全治 | ヵ月 | |
| | 住居の被害 | | (1)全壊 | | (2)半壊 | | | |
| | 被害の状況 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 | |
| | | 和ダンス | | | 婦人用腕時計 | | | |
| | | 整理ダンス | | | 畳(畳中で畳が被害) | | | |
| | | 洋服ダンス | | | | | | |
| | | 鏡台 | | | 障子 | | | |
| | | 腰掛机 | | | ふすま | | | |
| | | 本箱・本だな | | | | | | |
| | | 食器戸だな | | | 小計 | | | |
| | | 食卓・茶ぶ台 | | | その他被害のあった家財 | | | |
| | | げた箱 | | | | | | |
| | | 照明器具 | | | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 | |
| | | じゅうたん | | | | | | |
| | | 扇風機 | | | | | | |
| | | 石油ストーブ | | | | | | |
| | | 電気やぐらこたつ | | | | | | |
| | | 電気冷蔵庫 | | | | | | |
| | | 電気・ガス炊飯器 | | | | | | |
| | | 電気洗濯機 | | | | | | |
| | | 電気掃除機 | | | | | | |
| | | ミシン | | | | | | |
| | 電気アイロン | | | | | | | |
| | 自転車 | | | | | | | |
| | テレビ | | | | | | | |
| | ラジオ | | | | | | | |
| 柱時計 | | | | | | | | |
| 目覚し時計 | | | | 小計 | | | | |
| 紳士用腕時計 | | | | 合計 | | | | |

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者

㊞

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

㊞

弥彦村長 殿

様式第3号（規則第8条第1項関係）

第 号

年 月 日

弥彦村長



殿

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

| | |
|------|-----------------|
| 貸付番号 | 第 号 |
| 貸付金額 | 円 |
| 据置期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 償還期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 償還方法 | 年 賦 |
| 利 子 | 年3パーセント |

資金をお渡しする日と手続きについて

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第 4 号（規則第 8 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

弥彦村長



殿

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号（規則第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円
利 子 年3%
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名 ⑩
住 所
保証人氏名 ⑩

様式第 6 号（規則第 12 条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行ないます。

年 月 日

借受人住所
氏名

印

弥彦村長 殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ⑩
連帯保証人 住所
氏名 ⑩

弥彦村長 殿

| | | | | |
|-----------------|------------------------------|------|--------------|-------------------------|
| 申請の理由 (具体的に) | | | | |
| 貸付の条件 | 借入金額 | 円 | 貸付番号 | |
| | 据置期間 | 1 3年 | 希望猶予 期間等 | ただし 年 月 日 第 回償還以降 |
| | | 2 5年 | | |
| | 償還方法 | 1 年賦 | 変更後の 償還期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 2 半年賦 | | | | |
| 償還期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 支払猶予期間 の根拠 | (変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由) | | | |

様式第 8 号 (規則第 13 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

弥彦村長



殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となった
のでお知らせいたします。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 支払猶予承認期間 | 年 月 日から | ヵ月 |
| 変更後の償還期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |

様式第9号（規則第13条第3項関係）

第 号
年 月 日

弥彦村長



殿

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ⑩

弥彦村長 殿

記

| | | | | | |
|--------------------|-----|-------|-----|-----|-----------|
| 貸 付 番 号 | | | | | |
| 支払免除を申請する違約金の金額 | | | | 円 | |
| 内 容 | 回 数 | 期 日 | 元 金 | 利 子 | 申請日までの違約金 |
| | | 年 月 期 | | | |
| 違約金の支払免除を要する具体的な理由 | | | | | |
| | | | | | |

様式第 11 号 (規則第 14 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

弥彦村長



殿

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

係る 年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に
年 月 日における違約金 円の支払を免除します。

様式第 12 号（規則第 14 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

弥彦村長



殿

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理 由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る
違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

| | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------|----------|----------|----------|---------|--|
| 貸付番号 | | | | | | |
| 借受人氏名 | | 貸付けを受けた日 | 年 月 日 | 貸付金額 | 円 | |
| 償還方法 | 年賦・半年賦 | 償還期間 | 年 月 日 | 償還金額 | 円 | |
| 免除申請額 | 円（償還未済額の一部・全部で 円） | | | | | |
| 免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間 | | | | | | |
| 免除申請者 | フリガナ | | 男 ・ 女 | 年 月 日生 | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 現住所 | | | | | |
| | 本 籍 | | | | | |
| | 借受人との関係 | | | 職 業 | | |
| | 勤務先及び所在地 | | | | | |
| 借受人又はその相続人 | フリガナ | | 男 ・ 女 | 年 月 日生 | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 現住所 | | | 借受人との続柄 | | |
| | 職 業 | | | 勤務先及び所在地 | | |
| 保 証 人 | フリガナ | | 男 ・ 女 | 年 月 日生 | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 現住所 | | | 借受人との関係 | | |
| | 職 業 | | 勤務先及び所在地 | | | |
| 上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請いたします。 | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | |
| 弥彦村長 殿 | | | | | 免除申請者 ㊟ | |

第 号

年 月 日

弥彦村長



殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行なうことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

| | | |
|-------------|-----|---|
| 申請日現在の償還未済額 | 元 金 | 円 |
| | 利 子 | 円 |
| | 違約金 | 円 |
| | 合 計 | 円 |

| | | |
|----------|-----|---|
| 償還を免除した額 | 元 金 | 円 |
|----------|-----|---|

| | |
|----------------------|-----|
| 申請日現在の状況で今後償還を必要とする額 | 利 子 |
| | 違約金 |
| | 合 計 |

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

第 号
年 月 日

弥彦村長



殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

| | |
|-----|---|
| 元 金 | 円 |
| 利 子 | 円 |
| 違約金 | 円 |
| 合 計 | 円 |

氏 名 等 変 更 届

| | | | | |
|---|-----|---------|-----|--|
| 貸付番号 | | | | |
| 借 受 人 | 氏 名 | | 住 所 | |
| 連帯保証人 | 氏 名 | | 住 所 | |
| ○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他 | | (異動の内容) | | |
| 災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人 (又は同居の親族) 住 所 氏 名 ⑩ 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 弥彦村長 殿 | | | | |

6-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

この基準は毎年毎年度改定し、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害救助法に適用する。

なお、この基準により難い特別な事情があるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

(平成27年4月1日現在)

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|-----------------|---|--|-----------------|---|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのあるものを供与する。 | (基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | 1 規格 1戸当たり 平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内に50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) | 災害発生の日から20日以内着工 | 1 平均1戸当たり29.7㎡ 2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する施設を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 | 1 1人1日当たり 1,080円以内 | 災害発生の日から7日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食1/3日) |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 | | | | | |
|----------------------------------|---|---|--|---|----------|----------|----------|-----------------------|--------|
| 被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、 生活上必要な被服、 寝具、その他生活必 需品を喪失、または 毀損し、直ちに日常 生活を営むことが 困難な者 | 1 夏季（4月～9月）冬季（10 月～3月）の季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日か ら10日以内に完 了 | 1 備蓄物資の価格は 年度当初の評価額 2 現物給付に限る | | | | | |
| | | 区分 | 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上1 人増すごと に加算 | |
| | | 全壊（焼） | 夏 | 18,300 | 23,500 | 34,600 | 41,500 | 52,600 | 7,700 |
| | | 流失 | 冬 | 30,200 | 39,200 | 54,600 | 63,800 | 80,300 | 11,000 |
| | | 半壊（焼） | 夏 | 6,000 | 8,000 | 12,000 | 14,600 | 18,500 | 2,600 |
| 床上浸水 | 冬 | 9,700 | 12,600 | 17,900 | 21,200 | 26,800 | 3,500 | | |
| 医療 | 医療の途を失った 者（応急的措置） | 1 救護班…使用した薬剤、治療 材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康 保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内 | 災害発生の日か ら14日以内 | 患者等の移送費は、別 途計上 | | | | | |
| 助産 | 災害発生の日以前 又は以後7日以内 に分娩した者であ って災害のため助 産の途を失った者 （出産のみならず 死産及び流産を含 み現に助産を要す る状態にある者） | 1 救護班等による場合は、使用 した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の以内の額 100分の80以内 | 分娩した日から 7日以内 | 妊婦等の移送日は別途 計上 | | | | | |
| 災害にかか った者の救 出 | 1 現に生命、身体 が、危険な状態に ある者 2 生死不明な状 態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日か ら3日以内 | 1 期間内に生死が明 らかにならない場 合は、以後「死体の捜 索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は 別途計上 | | | | | |
| 災害にかか った住宅の 応急修理 | 1 住宅が半壊（焼） し自らの資力に より応急修理を することができ ない者 2 大規模な補修 を行わなければ 居住することが 困難である程度 に住家が半壊 （焼）した者 | 居室、炊事場及び便所など日常生活 に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内 | 災害発生の日か ら1ヶ月以内 | | | | | | |
| 学用品の給 与 | 住家の全壊（焼）又 は流失、半壊（焼） 又は床上浸水によ り学用品を喪失又 は毀損し、就学上支 障のある小学校児 童、中学校生徒、及 び高等学校等生徒 | 1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用している 教材、又は正規の授業で使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は次の 金額以内 小学校児童1人当たり4,200円 中学校生徒1人当たり4,500円 高等学校等生徒1人当たり 4,900円 | 災害発生の日か ら （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通 学用品） 15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。 | | | | | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費 用 の 限 度 額 | 期 間 | 備 考 |
|---------------|---|--|-----------------|---|
| 埋 葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1 体当たり 大人 (12 歳以上) 208,700 円以内 小人 (12 歳未満) 167,000 円以内 | 災害発生の日から 10 日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通所の実費 | 災害発生の日から 10 日以内 | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。(埋葬を除く。) | (洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 (検 案) 救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から 10 日以内 | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力は除去することができない者 | 1 世帯当たり 134,300 円以内 | 災害発生の日から 10 日以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用の物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者 | 1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、トビ職 20,700 円以内 災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

7 各種協定

- 7-1 災害時における近隣市町村相互援助協定
- 7-2 災害時の応援業務に関する協定書
- 7-3 災害時の応援業務に関する協定書
- 7-4 災害時における物資供給に関する基本協定
- 7-5 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱
- 7-6 県央広域市町村圏消防応援協定書
- 7-7 災害時における飲料水供給の協定に関する協定
- 7-8 災害時における飲料水供給の協定に関する協定
- 7-9 災害時の情報交換に関する協定
- 7-10 災害時の応援業務に関する協定
- 7-11 災害時におけるLPガス供給に関する協定
- 7-12 災害時における放送要請に関する協定
- 7-13 災害時における応急対策活動に関する協定

7-1 災害時における近隣市町村相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村(以下「協定市町村」という。)間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 必要とする期間
- (5) 希望する場所
- (6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理・防災課に置く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定

市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次1年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|----|-----|------|
| 新潟市 | 長岡市 | 三条市 | 新発田市 | 加茂市 | 燕市 | 五泉市 | 阿賀野市 |
| 佐渡市 | 聖籠町 | 弥彦村 | 田上町 | | | | |

平成18年8月1日

| | |
|---------------|---------------|
| 新潟市 新潟市長 | 五泉市 五泉市長 |
| 長岡市 長岡市長 | 阿賀野市 阿賀野市長 |
| 三条市 三条市長 | 佐渡市 佐渡市長 |
| 新発田市 新発田市長 | 聖籠町 聖籠町長 |
| 加茂市 加茂市長 | 弥彦村 弥彦村長 |
| 燕市 燕市長 | 田上町 田上町長 |

7-2 災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、弥彦村が弥彦村建設業協会に対し、村内の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請をする時に必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 弥彦村長（以下「甲」という。）及び弥彦村建設業協会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (2) 村管理公共土木施設被災状況の調査
- (3) 村管理公共土木施設における障害物の除去
- (4) 施設被害の応急対策工事
- (5) 応急仮設住宅の建設
- (6) 前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

(応援要請の種類)

第4条 甲は次の事項を明らかにして、とりあえず口頭または電話により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。ただし、震度4以上の地震が発生した場合については、乙は速やかに出動できる体制を整えておくものとし、甲からの要請により出動するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(応援区域及び緊急輸送道路)

第5条 応援区域は、弥彦村の行政区域内とする。村内の県道吉田弥彦線、新潟寺泊線、矢作長崎線及び村道広域幹線10号線を主要な緊急輸送道路とし、西蒲警察署と連携し、緊急交通路の確保を優先的に行う。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施にともない損害が発生したときは、その賠償責任について甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名ならびに連絡方法など

(3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況

(4) その他必要事項

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合には、その都度甲乙が協議をし、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成19年12月10日から適用する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年12月10日

甲 弥彦村長

乙 弥彦村建設業協会
会 長

7-3 災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、弥彦村地域防災計画に基づき、弥彦村が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、弥彦村内の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 弥彦村長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 村内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 村内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要事項

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 8 月 25 日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地
弥彦村長

乙 新潟県新潟市中央区東大通 1 丁目 7 番 10 号
新潟セントラルビル 4 階
社団法人 新潟県農業土木技術協会
理 事 長

7-4 災害時における物資供給に関する基本協定

弥彦村（以下「甲」という）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙と協力して物資を、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名と数量・規格等を記載した文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。甲は、災害時において乙が災害物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、乙が第4条に定めるすべての物資を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成18年 2 月 2 0 日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地
弥彦村長

乙 新潟県新潟市清水 4 5 0 1 番地 1
NPO法人コメリ災害対策センター
理 事 長

1. 災害時における対応可能な物資

| 大分類 | 主な品種 |
|-----------------|---|
| 資材・機材等 | 発電機、水中ポンプ、エンジンポンプ、バキュームクリーナー、誘導灯、投光器、作業灯、ハロゲンライト、電工ドラム、延長コード バール、ヘルメット、防塵マスク、釘、針金、コースレッド 波板、塩ビパイプ、雨どい、単管パイプ、合板、2×4材、タルキ、杭木、セメント ブルーシート、ロープ、ガムテープ、布テープ、シール材、コーキング材 一輪車、台車、脚立、梯子、防風ネット、ダンボール箱 |
| 衣類等 | 軍手、ゴム手袋、長靴、雨合羽、ポケットコート、作業衣料（ズボン、ジャンパー） 下着（シャツ、パンツ、靴下）、Tシャツ、タオル、バスタオル サンダル、スリッパ、リュック、ビニール傘 |
| 日用品等 | 割箸、使い捨て食器類、鍋、やかん、ナイフ、缶きり、お玉、しゃもじ 食器、ザル、ボール、ゴム手袋、ゴミ袋、たわし、ラップ、ホイール 食器洗剤、住居洗剤、トイレ洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、哺乳瓶、救急絆創膏 シャンプー、リンス、石鹸、歯磨き、歯ブラシ、ひげそり バケツ、ホーキ、モップ、ブラシ、雑巾、チリトリ、洗車ブラシ、使い捨てライター ローソク、マッチ、カイロ、蚊取り、殺虫剤 文房具、筆記用具、ホイッスル、インスタントカメラ |
| 冷暖房機器等 | 石油ストーブ、灯油ポリ缶、灯油ポンプ、木炭コンロ、練炭コンロ、木炭、練炭 灯油、扇風機、ガソリン携行缶、水ポリ缶、コック付水缶 |
| 電気用品等 | 懐中電灯、ランタン、乾電池、ポケットラジオ、携帯用充電器、タップ カセットコンロ、カセットボンベ、ガステーブル、炊飯器、ポット、延長コード |
| 寝具・収納等 | 毛布、布団、枕、システム畳、カーペット、ゴザ、マット、寝袋、テント キャンピングマット、ゴムボート、衣装ケース、収納ケース |
| トイレ関係等 | ポータブルトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車内トイレ |
| 外回り関係 | スコップ、竹ホーキ、レーキ、PC杓柄、清掃器 土のう袋、消石灰 ホースリール、ノズル、噴霧器、ジョーロ |
| その他ホームセンター取扱い商品 | |

7-5 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱

昭和52年 5月20日 制定

平成10年 4月 1日全部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会新潟県支部（以下「県支部」という。）の正会員（以下「正会員」という。）が非常災害により水道施設に被害を受けた場合における住民への生活用水の応急給水及び施設の応急復旧に必要な正会員の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援計画)

第2条 県支部長は、災害時における相互応援を迅速かつ適切に処理するため、相互応援計画を定めなければならない。

2 相互応援計画には、概ね次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 相互応援に必要な組織
- (2) 正会員の役割
- (3) 連絡部署等の指定及び周知
- (4) 応援要請の方法
- (5) 応援本部の設置及び役割
- (6) 費用負担の方法
- (7) 物資、施設等に関する情報の把握
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互応援に関し必要な事項

(応援隊の設置)

第3条 正会員は、相互応援計画に定めるところにより正会員の職員をもって組織する応援隊を設置しなければならない。

(応援隊の派遣要請)

第4条 災害による被害を受け他の正会員の応援が必要となった正会員（以下「被災正会員」という。）は、相互応援計画に定めるところにより、県支部長に応援隊の派遣を要請することができる。

(応援隊の派遣)

第5条 県支部長は、前条の規定による被災正会員からの要請を受けたときは、直ちに被害の状況、地域等を考慮したうえ、相互応援計画に基づき応援隊を編成し、関係正会員に応援隊の派遣を指示しなければならない。

2 前項の規定により応援隊の派遣の指示を受けた正会員（以下「応援正会員」という。）は、直ちに応援体制を整え指揮者を選任したうえ、現地に応援隊を派遣し被災正会員に全面的に協力しなければならない。

3 応援正会員は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、被災正会員及び県支部長に応援隊の内容、指揮者名、到着予定時刻等を連絡するものとする。

4 応援正会員は、応援隊の状況及び被災正会員の状況を適宜県支部長に連絡しなければならない。

(水道災害応援本部)

第6条 県支部長は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断される場合、県支部に水道災害応援本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、県支部事務局内に置く。ただし、当該災害の状況により現地本部を設置することができる。
- 3 本部員は、正会員の中からあらかじめ県支部長が委嘱する。
- 4 本部長は、相互応援活動の円滑な推進を図るため、応援を指示し及び正会員との連絡調整をとるものとする。

(賛助会員等への要請)

第7条 県支部長は、被害の状況、規模等により必要と認めるときは、県支部の賛助会員（以下「賛助会員」という。）に対して、人員、機械、器具、車両、資材等の応援を要請することができる。

- 2 前項の規定により、県支部長から要請を受けた賛助会員は、積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 県支部長は、正会員及び賛助会員以外の水道関係者に対して、第1項の規定の例により、応援を要請することができる。

(正会員以外の市町村への応援)

第8条 県支部長は、正会員以外の市町村の被災について応援の要請を受けたときは、この要綱の規定に基づく正会員への応援の例により、応援することができるものとする。

(費用の負担区分)

第9条 この要綱に基づく応援に要した費用については、相互応援計画に定めるところにより、応援を要請した正会員が負担するものとする。

ただし、関係正会員の協議によりこれと異なる定めをした場合及び災害関係法令の適用により費用の負担区分が定められた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は、県支部長が別に定める。

別表 1

県支部水道災害相互応援組織分担表

| 圏ブロック | 代表都市 | 本部員都市 | 本部員都市管轄区域及び正会員 |
|-------------|------|-------|-------------------------------------|
| 下越圏 ブロック | 新潟市 | 村上市 | 関川村 |
| | | 新発田市 | 阿賀野市、聖籠町、胎内市、新潟東港地域水道用水供給企業団 |
| | | 新潟市 | |
| | | 五泉市 | 阿賀町 |
| | | 佐渡市 | |
| 中越圏 ブロック | 長岡市 | 三条市 | 燕市、見附市、加茂市、田上町、弥彦村 三条地域水道用水供給企業団 |
| | | 長岡市 | 出雲崎町 |
| | | 柏崎市 | 刈羽村 |
| | | 小千谷市 | 魚沼市、川口町 |
| | | 十日町市 | 津南町 |
| 南魚沼市 | 湯沢町 | | |
| 上越圏 ブロック | 上越市 | 上越市 | 妙高市、上越地域水道用水供給企業団 |
| | | 糸魚川市 | |
| 3ブロック | 3都市 | 13都市 | 24事業体 |

注：現行の保健所管轄区域を基本として本部員都市を配置する。

本部員都市が「新潟県長期総合計画（平成 13 年～平成 22 年の計画）の中で、上、中、下越のどのブロックに属するかを判断して圏ブロックを構成する。

別表 2

圏ブロック代表都市の職務代行都市

| 圏ブロック代表都市 | 職務代行都市 |
|-----------|--------|
| 新潟市 | 県支部長指名 |
| 長岡市 | 新潟市 |
| 上越市 | 長岡市 |

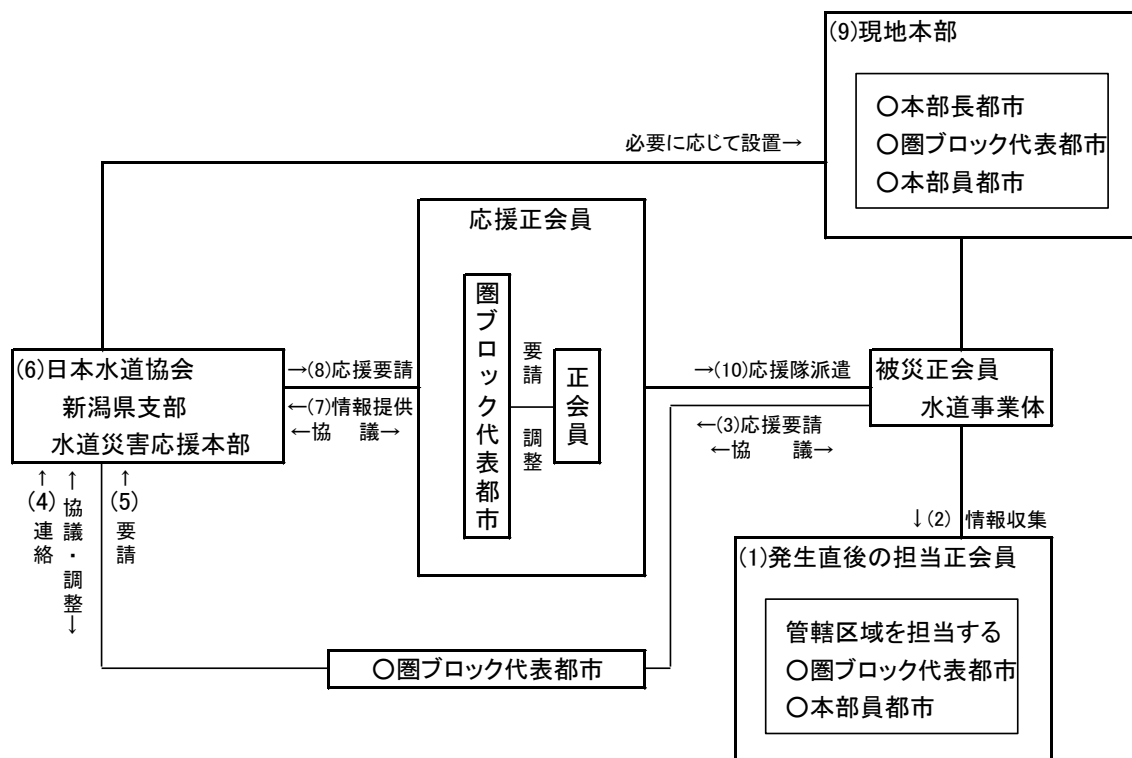
別表 3

応援活動等に関する体制及びその設置基準

| 種 別 | 震 度 | 体 制 |
|------|-----------------------------|--|
| 注意体制 | 震度 5（弱）の地震が発生したとき | 情報収集及び連絡活動を主として行うが状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。 |
| 警戒体制 | 震度 5（強）の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき | 被災都市の要請に応じて出動できる体制とする。 |
| 非常体制 | 震度 6（弱）以上の地震が発生したとき | 情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援活動の準備完了後、被災都市の要請に応じて直ちに行動できる体制とする。 |

別表 4

応援要請の連絡体制



連絡手順等

- (1) 発災直後の情報連絡調整等を担当する正会員（管轄区域を担当する圏ブロック代表都市及び本部員都市）（以下「担当正会員」という。）を相互応援組織分担表であらかじめ指定しておく。
- (2) 担当正会員は被災正会員と連絡を取り合い必要に応じて現地に赴き被災状況を把握する。
- (3) 被災正会員は圏ブロック代表都市へ応援要請を行う。
圏ブロック代表都市は、被災正会員と協議しながら応援要請の規模内容等を決定する。
- (4) 圏ブロック代表都市は、県支部長都市と連絡、協議、調整を行う。
- (5) 圏ブロック代表都市は、当該圏ブロック内での対応だけでは困難と認める場合、県支部長都市へ応援要請の伝達を行う。
- (6) 県支部水道災害応援本部を設置し、処理方針を決定する。
県支部長都市は、県支部内での対応だけでは困難と認める場合、中部地方支部長都市へ応援要請の伝達を行う。
県支部長都市は、圏ブロック代表都市に各正会員の応援可能体制リストの提出を要請する。
- (7) 圏ブロック内都市は、圏ブロック代表都市に応援可能体制リストを提出する。
- (8) 本部は、応援要請正会員の要望や担当正会員からの情報に基づき、担当地区を調整、リストを添えて出動を要請する。〔本部→圏ブロック代表都市→応援正会員〕
- (9) 必要に応じて、担当正会員を中心とした現地本部を設置する。
- (10) 応援隊を派遣する。

別表 5

応援隊標準編成

| 応援隊種別 | | 標準編成 | |
|----------|------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 1. 応急給水班 | | 2～3名 運転手〔給水要員との兼務可〕 給水要員 | 職員1名 職員2名 |
| 2. 応急復旧班 | (1) 管路担当 | 5～8名 責任者〔給水要員との兼務可〕 記録者 作業員 | 職員1名 職員1名 職員又は業者4～6名 |
| | (2) 給水装置担当 | 2～3名 責任者〔作業員との兼務可〕 作業員 | 職員1名 職員又は業者2名 |
| 3. 漏水調査班 | | 3～4名 責任者〔作業員との兼務可〕 作業員 | 職員1名 職員又は業者3名 |

7-6 県央消防応援協定書

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに燕市・弥彦総合事務組合及び加茂市・田上町消防衛生組合（以下「市町村等」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

平成18年9月7日締結の県央広域市町村圏消防応援協定書は、この協定の効力の発生の日にその効力を失うものとする。

（目的）

第1条 この協定は、市町村等が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援要請）

第3条 市町村等の長は、管内に前条の災害が発生したときは、他の市町村等の長に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第4条 前条の応援要請を受けた市町村等の長は、速やかに当該市町村等の管内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 前項の応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を応援隊の派遣を要請した市町村等に通報するものとする。

（応援の特例）

第5条 市町村等の等は、他の市町村等の管内に発生した災害を覚知し、かつ、緊急の応援隊を派遣する必要があると認めるときは、災害地の市町村等の長の要請を待たずに応援することができる。この場合にあつては、第3条の規定による要請があつたものとする。

（応援隊の指揮命令系統）

第6条 要請により出動した応援隊は、災害地の消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援を行った市長等が負担する経費

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等の経費
- カ 応援隊員が被災地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 応援を受けた市長等が負担する経費

ア 応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食料、宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資器材費

(3) 前2号に掲げる以外の経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(消防団事項)

第8条 この協定において、市町村等が派遣する応援隊には、消防団を含むものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して別に定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、市町村等において各1通を保有する。

平成22年10月13日

三条市長

燕市長

加茂市長

田上町長

弥彦村長

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長

加茂市・田上町消防衛生組合

管理者 加茂市長

7-7 災害時における飲料水供給の協力に関する協定書

弥彦村（以下「甲」という。）とダイドードリンコ新潟株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、飲料の提供及び調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、弥彦村地域防災計画に基づき、災害時に乙が甲に対し、飲料の提供及び調達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置して避難所の開設をした場合、乙に対して要請を行ったとき発動するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次の各号の手段により、飲料水の供給及び運搬を積極的に協力するものとする。

(1) 甲が管理する施設に、乙が設置した災害援護ベンダーの機内在庫の無償提供。

(2) 甲、乙が協議のうえ決定した箇所への飲料水の優先的な供給及び運搬。

（飲料水）

第4条 甲が乙に要請する飲料水は、被害の状況に応じ、乙が供給できるものとする。

（飲料水供給の要請手続き等）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第6条 第3条第2号の規定により、乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定を解消する申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 2 月 9 日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地
弥彦村長

乙 新潟県新潟市中央区女池神明 3 - 9 - 1
ダイドードリンコ株式会社

7-8 災害時における飲料水の提供に関する協定書

弥彦村（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、弥彦村域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時に必要な飲料水の提供及び調達に関し、以下のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

- （1） 村・県域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） その他長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で飲料水の提供及び運搬に対する協力を努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由があるときは、甲の要請に協力しないことが出来る。この場合においては、乙は、この協定違反の等の責任を負わない。

（飲料水の範囲）

第3条 甲が、乙に提供を要請する飲料水は、乙の取り扱っている飲料水とする。

（飲料水の引渡し）

第4条 飲料水の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が飲料水を確認のうえ、乙から飲料水の引渡しを受けるものとする。

2 飲料水の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する飲料水の引渡しが完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（飲料水の価格）

第5条 飲料水の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とし、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（費用の負担）

第6条 第1条の規定により乙が提供した飲料水の代価は甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年11月1日から平成26年10月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
弥彦村長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社 伊藤園

7-9 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、弥彦村（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、弥彦村の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に質することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 弥彦村内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 弥彦村災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・道路・公園・下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 3 月 1 日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省
北陸地方整備局長

乙 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
弥彦村長

7-10 災害時の応援業務に関する協定書

(総則)

第1条 この協定は、弥彦村地域防災計画に基づき、弥彦村（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、弥彦村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 村管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 村管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来さないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の

日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年6月16日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
弥彦村長

乙 新潟県新潟市中央区白山浦1丁目621番地22
社団法人 新潟県測量設計業協会
会長

7-11 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

弥彦村（以下、「甲」という。）と（社）新潟県エルピーガス協会県央支部（以下、「乙」という。）とは、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、弥彦村内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がLPガスの調達及び供給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時にLPガスの調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（連絡先等確認）

第4条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へLPガスを納入するものとする。

2 甲は、乙がLPガスの運搬を行うときは、運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（対価及び費用）

第6条 LPガスの対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

2 LPガスの対価は災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、LPガスの納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（協議事項）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月20日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
弥彦村長

乙 加茂市寿町3番17号
社団法人 新潟県エルピーガス協会 県央支部
支部長

7-12 災害時における放送要請に関する協定書

弥彦村（以下「甲」という。）と株式会社エフエムラジオ新潟（以下「乙」という。）は、弥彦村域に災害が発生、または発生の恐れがある地震、津波、豪雪、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における緊急放送要請に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 57 条及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 8 条に基づき、甲が乙に対し放送を行なうことを求めるときの必要な手続きを定め、乙の所有する放送設備を使用して災害発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めによるところによる。

- (1) 災害 弥彦村域において発生した災対法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。
- (2) 災害放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行なう他の放送に優先して行ないかつ、ラジオ起動電波を伴う臨時の放送をいう。
- (3) 緊急告知放送設備 前号及び次号の放送を行うために使用する、次に掲げる設備をいう。
 - ア ジェイアラート受信機
 - イ 自動告知システム
 - ウ 放送装置制御器
 - エ コムフィス (Comfis) センター装置
- (4) 緊急割込放送 全国瞬時警報システム（以下、「ジェイアラート」という。）により緊急告知放送設備が自動起動して、放送中の番組に強制的に割り込んで放送されるラジオ起動電波を伴う緊急放送をいう。

（放送の要請）

第 3 条 甲は、災対法第 56 条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請するものとする。

（要請の手続）

第 4 条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

なお、要請書の様式は別記様式のとおりとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送の依頼が要請書によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（運用）

第 5 条 毎日午前 9 時から午後 6 時までの時間は次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙が放送を行なうスタジオに電話連絡、ファックス又は電子メール等を用いて災害放送の要請をするものとする。
 - (2) 乙は、災害放送の要請を受理したときは、直ちに他の放送番組に優先してこれを放送し、それ以後も必要に応じて繰り返し放送する。
- 2 前項に掲げる時間以外、又は前項に掲げる時間のうち、乙が甲に事前に通知した当該スタジオが無
人となる時間は次のとおりとする。
 - (1) 甲は、災害放送を行なうときは、乙の指定する者のいずれかに災害放送である旨を電話連絡、フ
ァックス又は電子メール等を用いてその連絡先へ放送の要請をするものとする。

(要請の基準)

第 6 条 甲は、前条の運用時間帯において、次の基準に基づき災害放送を行うものとする。

- 1 弥彦村内で、災害等が発生又は発生のおそれがあり、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が発令
され、住民の避難が必要となったとき。
- 2 このほか、甲が災害等に関連する情報を保有し、緊急に住民に対して情報を伝達する必要があると
判断したとき。

(放送の実施)

第 7 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決
定し、放送するものとする。

- 2 乙は、J-ALERTにより自動起動した次の事項について、緊急割込放送をするものとする。各
事項については全国瞬時警報システム業務規程（平成22年12月15日消防運第157号国民保護
運用室長）第4条を参照すること。
 - (1) 緊急地震速報
 - (2) 津波警報，大津波警報
 - (3) 緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報

- 3 甲は、乙の放送局の職員が不在の場合に、緊急割込放送が行なわれた時は、その内容を速やかに文
書等により乙に報告するものとする。

緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、乙には責任がないものとする。

- 4 乙は、機器点検を兼ねて、甲乙協議のうえ定められた日時に試験放送を行うものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認す
るものとする。

- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第 9 条 次に定める事項に関する費用については、甲の負担とする。

- (1) 緊急告知放送設備の整備
- (2) 災害放送及び緊急割込放送の実施
- (3) 緊急告知放送設備の維持管理
- (4) 試験放送等の実施

(負担金)

第10条 甲は、前条に定める費用の負担について、乙に負担金を支払うこととし、別途契約するもの
とする。

(設備の保守)

第 1 1 条 乙は緊急告知放送設備について適正に維持管理すること。

(協定の期間)

第 1 2 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了 1 か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、本協定を 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 4 0 2 番地
弥彦村長

乙 新潟市中央区幸西 4 丁目 3 番 5 号
株式会社エフエムラジオ新潟

7-13 災害時等における応急対策活動に関する協定書

弥彦村（以下「甲」という。）と弥彦村建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、弥彦村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、弥彦村地域防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は適正な基準に基づき、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第8条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年2月12日

甲 弥彦村長

乙 弥彦村建設業協同組合
代表理事(理事長)